

治安維持法の成立と改正について（二）

内 田 博 文

- 一 はじめに
- 二 治安維持令の公布
- 三 治安維持法の成立（以上神戸学院法学四四卷一号）
- 四 治安維持法中改正ノ件（以上本号）
- 五 一九三四年及び一九三五年の改正法案
- 六 治安維持法改正法の成立
- 七 終わりに

四 治安維持法中改正ノ件

1 治安維持法中改正法律案

一九二七年（昭和二年）四月二〇日、憲政会の第一次若槻内閣に替わり、政友会総裁の田中義一を首班とする

田中内閣が発足した。田中は司法大臣に在野法曹の重鎮の原嘉道を抜擢した。政党から政党への政権交代は、憲政史上初めてのことであった。一九二八年（昭和三年）三月一五日払暁、全国一道三府二七県で、日本共産党に対する一斉検挙が行われた。⁽²⁾この三・一五事件は、共産党員でなければ結社罪に問えないという問題を、治安維持法につきつけた。この法律は、「結社」取締法の限界を露呈し、早くも破綻しようとしていた。そして、迷走の末に田中内閣が選んだのは、事実上の「宣伝」取締法として治安維持法を作りかえることであった。⁽⁴⁾

一九二八年四月二五日、司法省と内務省は、治安維持法中改正法律案を閣議に提出した。改正法律案の主な内容の第一は、死刑を導入したことである。これには、治安維持法上の罪を大逆罪や内乱罪と同等の扱いにする意図があった。司法省刑事局は国体変革の罪を国民の思想を腐食悪化させ、暴力によらず国体を瓦解させる「思想的内乱罪」だと説明した。第二は、結社の存在とその目的を認識しつつ、指導者の下で宣伝等の活動に従事する者を罰するために、目的遂行罪を加えたことであった。結社罪で取りこぼした非党員を取り締るといふ運用の必要から生まれたものであった。しかし、この点は目立たないようにされていた。「結社」取締法という本旨から外れるものだったからである。⁽⁵⁾

閣議決定された法律案はすぐに第五五特別議会に提出された。衆議院に先ず送付された法律案は、四月二八日の衆議院本会議で議題とされ、直ちに同法律案の第一読会が開かれた。法律案の内容は、次のようなものであった。

治安維持法中改正法律案

治安維持法中左ノ通改正ス

第一条 国體ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ヲ担当シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為すシタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二条中「前条第一項」ヲ「前条第一項又は第二項」ニ改ムル

第三条及第四条中「第一條第一項」ヲ「第一條第一項又ハ第二項」ニ改ムル

第五條中「第一條第一項」ヲ「第一條第一項又ハ第二項」ニ改ムル

第一読会では、冒頭で、原嘉道法相が、改正案の趣旨説明を次のように行った。⁽⁶⁾

本案ハ現行治安維持法第一項ニ規定致シテアリマスル国體変革ノ目的ニ出ヅル結社ニ付キマシテ、刑罰ヲ一層重ク致シマスルコト、犯罪ノ構成要件ニ付キ治安維持上ニ必要ナルモノヲ加ヘル為デアルノデアリマス、抑々大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治セラレルコトヲ以テ萬代不易ノ国體トシテ居ルコトハ申ス迄モナイコトデアリマス、此ノ国體ノ変革ヲ企テマスルノハ、即チ我が国家ヲ滅亡セントスルモノニ外ナラヌノデアリマス、是レ帝国トシテ最モ恐ルベキ所ノモノデアリマシテ、現行刑法が大逆行為、及叛逆行為ニ對シマシテ、殊ニ嚴刑ヲ科シテ居リマスルノモ之ガ為ニ外ナラヌノデゴザイマス、併ナガラ国體変革ノ計画ハ独リ此種ノ直

接ノ暴力的行為ヲ手段トスルモノノミニハ止ラヌノデアリマシテ、秘密結社ノ組織ニ依リマシテ国民ノ思想ヲ腐食悪化シ、一兵ニ叨ラザルモ尚ホ国體ノ破壊ヲ惹起シ得ルベキ手段ニ依ルモノモアルノデアリマス、是ハ思想的内乱罪トモ申シテモ宜シイノデアリマス、其恐ルベキコトハ決シテ暴力ヲ用ヒルモノニ譲ラナイノデアリマス、而シテ此種ノ結社団体ハ国際的赤化ヲ目的ト致シマスル国外団体ト氣脈ヲ通ジマシテ、其願使ニ甘ジ、金瓶無缺ノ我が国體ノ崩壞ヲ企画スルモノデアリマス、斯ル団体ノ行動ハ実ニ恐ルベク、又最モ憎ムベク売国的ノモノデアリマシテ、其危険ナルコトハ刑法所定ノ外患罪ニ讓ル所ハナイノデアリマス、是ハ即チ思想的の外患罪ト申シテ宜シイノデアリマス、然ルニ刑法ガ大逆罪及外患罪ニ對シマシテ、極刑ヲ科シテ居リマスルニモ拘リマセズ、現行治安維持法ガ国體変革ヲ目的トスル結社ニ付キマシテ、僅ニ二十年以下ノ有期徒刑ヲ以テシテ居リマスルノハ、權衡ヲ得タルモノト云フコトハ出来ヌト考ヘマス、斯ノ如クデアリマシテハ、到底我が帝國ノ治安維持ノ目的ヲ達スルコトハ出来ナイノデアリマスカラ、茲ニ本案ヲ提出シタ所以デアリマス、何卒ご審議ノ上速ニ協賛ヲ與ヘランコトヲ望ミマス

この趣旨説明に対し、兒玉右二および名川侃市⁽⁷⁾の両議員から質問があつた。兒玉の質問は、冒頭で、⁽⁸⁾「私は此治安維持法ノ緊急ニ出来ルコトニ付テハ、勿論賛意ヲ表スル者デゴザイマスル……」と断つた上でなされた。主な点は次のようなものであつた。

私有財産制度ヲ否認スル結社ニ付テハ、其組織ヲ為シ、又ハ指導者タル任務ヲ担当スル者ト、其他ノ行為ヲ為シタル者トモ區別セズ、一樣二十年以下ノ刑ヲ以テシ、国體変革ノ結社ノ如ク刑罰ヲ異ニセザル理由ヲ一ツ

承リタイト思ヒマス

其次ニハ現行法第二條ニ於テ「実行ヲ協議シ」トアリ、第三條ニ於テハ「実行ヲ煽動シ」トアル、何レモ実行行為ヲ要件トスル故ニ、此規定ノミニテハ思想的ニ治安維持法ノ目的トスル所ヲ協議煽動スル者ヲ取締ルコト能ハザルベシ、故ニ國體變革ノ事項ニ関シテハ、其規定ヲ改メテ思想的ノ悪影響ヲ與フル行為ヲ制圧スル制度ヲ立ツルノ要ナキヤ

法律改正ノ際ナルヲ以テ、其（共産党ノ一引用者）結社ノ精神ニ就テノ司法大臣ノ御考慮相成ツタ御研究ノ結果ガ伺ハレルナラバ、私共ハ興党トシテ國民ニ誇ルベキ一ノ材料デハナイカノヤウニ私ハ考ヘテ居リマス

内容の乏しい質問で、新聞記者等の経歴にもかかわらず、言論の自由に対する影響如何というような論点は全く見受けられない。死刑の是非についても問うところはない。当時のマス・メディアの立ち位置が窺い知れよう。兒玉の質問は、「労働党ニ對シテモ諒解アル此内閣、無産者流（ママ）ニ對シテモ諒解同情ヲ有ツ現内閣デアルクトノ意義ノ立法ヲ制定サレルナラバ、嘗ニ現内閣ノ為ニ之ヲ喜ブノミナラズ、国家文化進展ノ上ニ大ナル喜ビデアルクトヲ一言申添ヘテ置キマス」と述べて結ばれた。

名川の質問⁽¹⁰⁾も、「本案ハ國ノ内部ヨリ国家統治權ノ基本ヲ破壊セントスル者ヲ取締ル法律デアリマス、而シテ統治權ヲ破壊セントスルガ如キコトハ、国家トシテ是程重大ナル事ハナイノデアリマシテ、是ハ何處マデモ嚴重ニ処罰致シマシテ、之ヲ鎮圧スルノ必要ガアルノデアリマス、況ヤ金甌無缺、英国ニ比類無キ此我國ノ國體ハ、何處マデモ之ヲ擁護シナケレバナラヌノデアリマス」、「我が金甌無缺ナル所ノ國體ヲ覆サントスルモノデアリマス、サウ云フ次第デゴザイマスルカラシテ、何處マデモ是ハ取締ツテ行カナケレバナラヌノデアリマシテ、本案

ハ其目的ノ為ニ起案セラレタルモノデ、極メテ機宜ニ適ヒタルモノデアルト思ヒマス……」という立場からなされたものであった。そこから、次のような質問が行われている。

刑法ノ七十七條ニ朝憲ノ紊乱ナル文字ガアリマス、ソレト本法案ノ国體ノ変革ナル文字トハ、ドウ云フ風ニ意義ヲ異ニシテ居ルモノデアルカ……、本條ト刑法七十八條ノ内乱予備、陰謀ト云フモノトハ、其内容ヲ異ニシテ居ルカドウカ……、此第一條ノ「結社ヲ組織シタル者」ト書ヒテゴザイマスガ、此結社ヲ組織シタル者ト申シマスノハ、結社組織ノ際ニ之ニ加擔シタル者ト云フコトデアラウト思フノデアリマス、而シテ之ニ對シテハ、此度改正ノ如ク重キ刑罰ヲ課スルコトニナツテ居リマス、然リトセバ、其後ニ加入シタル者トハ、刑ノ輕重ニ於テ權衡ヲ失スルコトガナイカドウカト思フ、此案ニ依リマスルト、其後ニ加入シタル者ハ、刑ガ五年以上ニナツテ輕クナツテ居リマス、同ジク其社員ニナツタ人デモ、設立ノ際ニナツタ者ハ大変重ク、其後ニ加入シタル者ガ輕イト云フノガ、刑ノ權衡上下ウデアルカト思フノデアリマス

後に名川は東京第一弁護士会長に就任するが、そのような弁護士の中核にある者からの質問であっても、国民の自由や人権に対する影響如何というような切り口は見られない。法技術的な質問に終始している。この質問に對して原司法大臣および鈴木喜三郎内務大臣から縷々、答弁がなされている。答弁の中で注目されるのは、原が、「縦令外国ニ其例ガ無クテモ、我國ニ於テハ国家ヲ破壊セントスル者ニ對シテハ絶対ニ之ヲ滅絶スルノ手段ヲ講ゼナケレバナラスノデアリマス、ソレガ本法案ヲ提出スル最モ重要ナル理由デアルト云フコトヲ、御記憶ヲ願ヒタイト云フコトヲ一言シテ置キタイ⁽¹⁾」とされている点である。国体のみならず、治安維持についても、日本の独

自性が強調されている。

四月二八日の衆議院本会議では、その後、治安維持法中改正法律案特別委員会の委員の選挙が行われ、「本案議長指名特二十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス」との動議が支持され、一八名の委員が選出された。

法律案の審議は特別委員会の舞台に移ることになった。特別委員会の審議は、五月一日、五日、六日と行われた。一日の特別委員会では、委員長及び理事の選挙が行われ、民政党議員と水谷長三郎が協力して、民政党の横山金太郎委員が委員長に選出された。

五日の特別委員会では、冒頭で、原司法大臣から法案の趣旨説明¹²⁾がなされた。本会議のときとほぼ同様の説明の後、「尚ホ進ンデ少シク内容ニ付テ申上ゲマスレバ」として、次のような説明が追加された。

現行法ニ於キマシテハ結社ノ組織者ト加入者トニ對シテ同一ノ刑ヲ定メテ居ルノデアリマスガ、二ツノモノ、間ニ於キマシテハ其勢力及行動ノ影響ニ於テ霄壤ノ差違ガアルノデアリマスルカラシテ、本案ノ如ク刑ヲ重ク致シマシタ以上ハ、其二ツノモノ、間ノ刑罰ヲ區別スルノ必要ガアルト認メタノデアリマス、而シテ凡ソ結社ニハ其組織者ト等シク重要ナル位置ヲ有スル役員、其他是ニ匹敵スル行動ヲ為シテ居ル者ガアルノデアリマス、加入者ノ刑ガ組織者ノ刑ト同一デアリマスル限りハ斯ル位置ヲ占メテ居ル者モ亦加入者トシテ處罰スルニ足ルノデアリマスケレドモ、本案第一條第一項ノ如ク組織者ニ對スル刑ヲ重ク致シマス以上ハ、單純ナル加入者ト、單純ニ加入者デハナクシテ役員其他是ニ匹敵スル行動ヲ為シテ居ル者トヲ組織者ト同等ト致シマシテ、同一ノ制裁ヲ加ヘルノガ相當デアラウト考ヘタノデアリマス、又結社ノ關係者中ニハマダ結社ニハ入ツテ居リマセヌ

ケレドモ結社目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シテ居ル者ガアツテ其实例ガアルノデアリマス、其危険ナルコトハ加入者ト扱フ所ハアリマセヌカラシテ、是亦加入者ト同一ノ刑ヲ以テ制裁スルノ必要アリト認メタノデアリマス、現行法ノ第二條乃至第五條ノ規定ハ、国體変更ノ目的ト、私有財産制度ノ否認ノ目的トニ共通ノ連携ヲ有シマスル行為ノ處罰ニ関スルモノデアリマスルガ故ニ、既ニ第一條ニ於テ二ツノモノヲ分離シテ、其刑ヲ區別致シマシタ以上ハ、其第二條以下ニ於キマシテモ目的ノ區別ニ随ツテ刑ノ輕重ヲ定メルノ必要ガアルト云フ説モアルデアリマセウガ、是等ノ規定ニ係マスル行為ハ、第一條ノ行為ニ比シマス、未ダ目的實現ノ著シキ危険ヲ伴ヒマセヌモノデアリマスカラ、国體変革ノ目的ニ止マルモノト雖モ、現行法ヨリ一層重キ刑ヲ科スル必要ガアリトハ認メナカツタ次第デアリマス

この趣旨説明に対して、廣瀬徳藏、水谷長三郎¹³⁾の両議員から質問が出された。廣瀬の質問は、「私共治安維持法ノ制定ニ賛成ヲ致シタ者ハ、又其必要ナル改正ニハ賛成スルニ吝ナラザル者デアリマスガ……」という立場から発言されたものであった。概要、次のように質問された。¹⁴⁾

「治安維持法ハ露国ト交通ヲ為スニ付テ、魯国ヨリ露国思想ノ侵入ガアルダラウト云フコトヲ予想シテ作ツタ法律デアアル、然ルニ今回起ツタ共產党事件ハ、其予想ノ場合ガ生ジタニ過ギナイノニ、何故ニ政府ハ治安維持法ヲ改正スル必要ヲ認メタカ」、「唯峻刑嚴罰ノミヲ以テ之ニ臨ムゾト云フコトダケデ、此犯罪ト云フモノガ止マルカ止マラナイカ」、「今ア、云フヤウナ事件ガ起ツタ時ニ直グヤルノガ宜イカ、或ハ今少シ時ガ経ツテヤルノガ宜シイノカ……、事柄ノ真相ガ確的(ママ)不動ノモノトナツタ場合ニ於テ、始メテ斯様ナ提案ヲ為サルコトガ時

ノ宜シキヲ得タモノデハナイカ」

他方、水谷委員の質問は、「⁽¹⁵⁾「私ハ無産政党ノ一代議士ト致シマシテ……」と断つた上で始められた。概要、次のような点が質問された。

露国共産党ガ露国内デヤツテ居ル活動ガ日本デモ行ハレルモノト考ヘテ、此法律ノ改正ヲ企テタノハ根本的ニ間違ツテ居ルノデハナイカ

手続ノ點ニ於テ輕ク取扱ツテ居ルノハ如何

現在ノ私有財産制度ノ弊害ヲバ、議會主義ニ依テ改メテ行キタイト云フノガ、所謂無産政党ノ主張ニナツテ居ルノデアアル、……治安維持法ノ目的ニナルノカドウカ

結社行為ノ未遂罪ト云フモノハ一體何ヲ意味スルカ

思想ニハ思想ヲ以テシナクテハナラヌ性質ヲ多分ニ持つテ居ルモノニ、故ラニ(ママ) 嚴罰ヲ以テ臨ムノハドウカ

思想的犯罪ニ死刑ト云フヤウナ嚴罰ヲ以テ望(ママ) ムト云フコトハ、……却ツテ想像モスルコトガ出来ナイ所ノ憎ムベキ現実的結果ガ發生シナイデアラウカドウカ、又發生スベク誘引スルヤウナ事ニナリハシナイカドウカ

一體ドノ程度マデヲ所謂結社ノ役員トシテ御認メニナルカドウカ、或ハ単ニ中央委員ナラ中央委員ト云フヤウナ者ニ限ラレテ居ルノカ、或ハ極ク五六人或ハ三四人ノ細胞ニ関スル役員マデモ包含スルモノカドウカ

治安維持法の制定に対しては濫用のおそれがあるという立場から反対した水谷であったが、この質疑においては、疑問を呈するにとどまっている。討議ではなかったことによるものであるうか。

六日の特別委員会でも、中谷貞頼、一松定吉の両議員から質問が出された。

中谷からの質問は、「本法改正ノ必要ナルコト竝ニ其急迫セル状態ニ就キマシテハ原司法大臣ヨリ御説明ガアリ、又委員ノ質問ニ對シテノ応答ニ依リマシテ明瞭デアリマス、従ヒマシテ私ハ此點ニ付キマシテハ最早委員ヨリ質問ノ必要ハナカラウカト思ヒマス」と断つた上でなされたもので、立法技術上の問題に限られた。中谷からは、概要、次のように質問されている。

共産主義者ガ、……此戦術上ヨリ致シマシテ、皇室ノ尊嚴ヲ維持シツ、……我ガ国體ヲシテ天皇ノ統治ノ下ニ之ヲ置キ、而モ露西垂流ノ共産政治ヲ実行セントスル結社ヲ結ンダ場合、是ハ此改正法案ノ第一條二項ニ該當シ得ルノデアルカ、是ハ単純ナル第二項ノ私有財産制度ノ否認ト云フ點ダケデ之ヲ終ラシムルモノデアルカ

此法條ガ死刑ノ極刑ヲ以テ臨ンデ居リマスコトニ付キマシテハ、吾吾ハ至当ノコトデアルト思ツテ居ルノデアリマス、……何トナク過激デアルヤウナ威ヲ或種ノ人人ニ興フル虞ガアリマスルノデ、寧ロ此治安維持法ト云フ名称ヲ国體護持法ト云フ風ニ御改正ニナル御意思ハアリマスマイカ

(目的遂行ノ為ニスル行為ト引用者) 未遂罪トノ關係ハドウ云フ風ニナツテ居ルカ

第一條ノ結社ノ役員ト云フコトノ質問ニ對シマシテ、是ハ中央委員デアルト云フ御説明デアリマシタ、……私ハ政府ノ御再考ヲ求メテ見タイノデアリマス、中央委員ト云フ風ニ限ラル必要ガ果シテアルノデアラウカ

一松も、「私共ハ国體ヲ変革スルト云フコトノ不屈千萬(ママ)ナ犯罪デアルガ故ニ、之ニ對シマシテ重刑ヲ科シテ此撲滅ヲ図ルト云フ立法ノ精神ニハ雙手ヲ挙ゲテ賛成スル者デアリマス」と断つた上で、次のように質問した。⁽¹⁸⁾

今迄長期十年ノ懲役若ハ禁錮ニ處シマシタモノヲ、俄ニ之ニ極刑ノ死刑ヲ以テ臨ムト云フガ如キニ對シマシテハ、餘程重大ナル理由ガ其處ニ伏在シテ居ラナケレバ容易ニ首肯スルコトガ出来ナイト考ヘテ居ルノデアリマス、故ニ此點ニ付テ政府委員ニ御伺シテ見タイノデアリマス

之ヲ新聞ニ一部解禁シテ、彼等ノ逃走ヲ容易ナラシメ、或ハ証拠ヲ隠滅セシムルト云フヤウナコトノ便宜ヲ得セシムルヤウナ御取扱ハ、司法大臣トシテ甚ダ失當ナル御取扱ナリト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス

両議員からの質疑の後、委員会は休憩のまま散会ということになった。そして、第五五議會は翌五月七日に閉会となった。法案の審議は、委員会での質疑の途中で終わった。

こうして、政府の提出した治安維持法中改正法律案は、もともと議会の会期が短かったことに加えて、鈴木喜三郎内相の弾劾案が内閣全体に及ぶことを恐れた田中内閣が議会を停止し、鈴木を単独辞職させることで事態を収拾しようとしたために、審議が進まず、審議未了で廃案となった。⁽¹⁹⁾

2 治安維持法改正緊急勅令と議会承認

緊急勅令の制定

治安維持法の改正は失敗に終わったが、原法相は改正を諦めなかった。彼が次に着手したのは、緊急勅令という形で改正することであった。⁽²⁰⁾ どうしても治安維持法を改正したいと思うならば次の議会の開催を待ってその実現を図るとというのが「憲政の常道」であった。しかし、田中内閣は、議会で審議未了となった改正法律案をほとんどそのままそっくり、緊急勅令という異常な形式^{II}手続で成立させるという異常な道を敢えて採用した。これには、内閣および与党（政友会）の内部でも異論が少なくなかった。今法改正しても三・一五事件の被疑者に適用されるわけではないのだから、拙速に改正する必要はないという慎重論もみられた。しかし、政府の態度は強硬であった。在野法曹も治安維持法の改正を推進した。⁽²¹⁾

一九二八年（昭和三年）五月二二日の閣議は、第五五特別議会に提出された改正案とほぼ同じ緊急勅令案を枢密院に諮詢することを決定した。そして、六月二二日、田中内閣は、この治安維持法改正緊急勅令案を枢密院に諮詢した。枢密院本会議は、六月二七日に開催され、翌二八日に再開された同本会議では、表決の結果、反対五名、賛成二四名の賛成多数で、緊急勅令案が可決された。⁽²²⁾ 緊急勅令は、六月二九日に勅令第一二九号として公布され、同日施行された。その内容は次のようなものであった。

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認め枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝国憲法第八条第一項ニ依リ治安維持法中改正ノ件ヲ裁可

治安維持法の成立と改正について (二)

シ之ヲ公布セシム

勅令第一九號

治安維持法中左ノ通改正ス

第一條 國體ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期又ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役又ハ禁錮ニ處ス

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條中「前條第一項」ヲ「前條第一項又ハ第二項」ニ改ム

第三條及第四條中「第一條第一項」ヲ「第一條第一項又ハ第二項」ニ改ム

第五條中「第一條第一項」ヲ「第一條第一項又ハ第二項」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

承認を求める件

緊急勅令は直近の議会で承認を受けなければ失効することになるために、田中内閣は、一九二八年（昭和三年）

の年末に開催された第五六回帝国議会に対し、緊急勅令の承認を求める件を提出した。

「昭和三年勅令第二百二十九號（治安維持法中改正ノ件）（承諾ヲ求ムル件）」は、一九二九年（昭和四年）二月二日に開催された衆議院本会議において議案とされた。原司法大臣から趣旨説明が行われた。その中で、法案と同一内容の緊急勅令を制定した経過等が次のように述べられた。²³⁾

第五十五議會ニ於キマシテハ、政府ガ該法律案ノ通過ヲ切望致シマシタルニモ拘ハリマセズ、遂ニ本院ニ於テ審議未了ニ終リマシタ、爾來政府ハ我が國體ノ変革ヲ目的トスル秘密結社ニシテ、第三「インターナショナル」ノ日本支部デアアル日本共産黨員中、未ダ縛ニ付カヌ者等ノ行動如何ヲ注視シテ居リマシタ所、彼等ハ多数黨員ノ檢挙後ナルニモ拘リマセズ、依然トシテ不逞ノ計画ヲ遂行セント致シマシテ、黨員以外ノ同主義者ト相呼応シテ、益々我が國民中ニ危激ノ思想ヲ普及シ、且ツ其企画ヲ実行セントスルノ狀況顕然タルモノアルヲ認メマシタ、加フルニ第三「インターナショナル」ハ日本共産黨員ノ大檢挙アリタルヲ見マスルヤ、「モスコ」ニ於ケル東洋勤勞者共産大学ノ日本留學生ヲ続々帰朝セシメ、党ノ組織、整備、拡大ニ努メシムルトノ信ズベキ情報ガアツタノデアリマス、斯ノ如ク現ニ我が國家ノ基礎ヲ破壊スル企画ヲ実現セントスル者ガ存在シテ、着々其歩ヲ進メテ居ルガ如キ場合ニ於キマシテハ、一日モ速ニ適當ナル刑罰法規ヲ定メ、汎ク國民ヲシテ事態ノ重大ナルヲ知ラシメ、苟モ彼等不逞ノ徒ノ煽動誘惑ニ陥ルガ如キコトナカラシメマスルト共ニ、彼等不逞ノ徒ニ對シマシテモ亦一大警戒ヲ與ヘ、反省自覺スル所アラシムルニアラザレバ、國家ノ治安ハ維持出来ナイノデアリマス、特ニ昨年ノ下半年ハ、我が帝國ガ最モ嚴肅ニシテ且ツ最モ靜謐ナル秩序ヲ要スル時期デアツタト云フコトハ、諸君ノ御承知ノ通りデアリマシテ、有スル手段ニ依リマシテ國家ノ治安ヲ維持スルヲ相當トシタ

ノデアリマス、而シテ当時帝國議會ハ閉會中デアリマシタカラ、政府ハ憲法第八條ニ依リ、公共ノ治安ヲ保持スル為メ、緊急ノ必要アル場合ナリト認メマシテ、法律ニ代ルベキ勅令ノ御裁可ヲ得テ、昭和三年六月二十九日其公布ヲ見タノデアリマス、是ガ即チ茲ニ議題トシテ帝國議會ノ承認ヲ求ムル勅令デアリマスカラ、何卒御審議ノ上承諾ヲ興ヘラレンコトヲ希望致シマス

原法相によれば、日本共産党による脅威の切迫性を強調することによって、緊急勅令を制定すること、そして、その速やかな議會での承諾を求めることの正当性が訴えられている。

この趣旨説明を受けて、若干の質疑が行われている。質問の通告をしたのは、武富²⁵、廣瀬徳蔵、水谷長三郎の各議員であった。武富の質問は、治安維持法を改正することの是非ではなく、緊急勅令という形式をとったことの是非についてであった。次のように厳しく論難されている。

天皇陛下ノ御大典御即位ノ大札ガ行ハセラル、為ニ、国民ヲ威嚇シテ秘密結社ヲスレバ死刑ニサレルト云フコトヲ發布スルノハ、上御一人ノ聖徳ヲ傷ケル(ママ) 所以デアルト謂ハナケレバナラス、緊急勅令ヲ以テ警察取締ノ具ニ供シテハ相済マヌノデアリマス、ドウ云フ事實ガアル、議會ノ延會ノ奏請モ出来ヌナイ、スル必要ガナイ、而シテ行為ハ将来ニ継続スルデアラウト知りナガラ、一向延會ノ奏請ガナカツタ、而シテ臨時議會ヲ召集スル程ノ必要モナイ、ソコデ議會ガ済ンデカラ急ニ緊急勅令ト云フ特別ノ非常立法手段ニ依ツテ、甚ダ狡猾ナル手段ヲ執ラレタト云フコトヲ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス、原法相ノ声明書ノ記載事実ト云フモノヲ見マシテ、突発的ノ急変事トアルヲ見ラレタノデアリマス、……事件ガ継続シテ居ルト見レバ議會ハ延會ス

ベシ、突発ノ急変事ガ發生シタトシタナラバ臨時議會ヲ召集スベシ、頗ル明瞭デアリマセヌカ、……ソレ程ノ重大事ト見テ緊急勅令デナケレバナラヌ程ノ事件デアルトスルナラバ、何ガ故ニ議會閉会後數十日ノ間、時間ヲ経過セラレタノデアルカ、モツト急遽迅速ニ取計ルベキ筈デアル、議會ヲ召集セズ、緊急勅令ヲ數十日ノ後ニ發布ノ奏請ヲスル位ノ暇ガアルナラバ、……何故六カ月先キノ僅カ半年先キノ通常議會迄待タナカッタノデアルカ、待テナイ理由ハナイノデアリアリマセヌカ、甚シク其點ガ不明瞭デアリマス、……議會否認ノ声明ヲ為シタ時代錯誤ノ大臣ヲ持ツテ居ル、僅ニ二週間ノ会期ヲ定メラレタル議會ノ奏請ヲシテ、其間六日間停会ヲ命ジテ居ラレル、何故ニ議會ヲ斯様ニ回避サレルノデアリマスカ

原嘉道氏ハ多年民間ニ居ラレタル弁護士デアツテ、人權擁護ノ急先鋒ノ一人トシテ検事局ニ向ツテ其ノ権力ニ反撥シ、例ノ豚箱事件ニ於テハ、友人ヲ救フベク大阪ニ走り、……民権擁護、官憲ノ压迫排撃ト云フコトニ向ツテハ十二分ニ努力セラレタル人デアル、然ルニ地位ガ変ツテ司法当局ノ主班者ニナラレルト云フト、長年ノ民権擁護論、所謂其一枚看板ヲ直ニ擲ツテ、彈圧政策ヲ採ツテ國民ニ向カハントスルノハ、一體ドウ云フ心理的变化デアルカ、甚ダ諒解ニ苦ミマス

斯ル嚴罰主義ヲ以テ、人ノ生命ヲ奪フト云フガ如キ立法ノ手段ニ依ツテノミ、治安維持ノ目的ガ達セラレルカドウカト云フコトヲ伺ツテミタイ

此緊急勅令案ニ對スル世間ノ非難ト云フモノハ、器々タルモノデアルカ、原氏ハ一体之ヲ何ト御解釈ニナツテ居ルノデアリマスカ、各政党ハ皆反対シテ居ル、……政友会モ大反対デアツタヂヤアリマセヌカ

国家ヲ思ヒ、皇室ヲ思ヒ、国家ノ治安ヲ考ヘルナドト云フコトハ表向デアツテ、矢張自分ノ蔽ウテ(ママ)悪腹ヲ探ラレテハ困ルト云フ手段デアツタモノトシカ私ハ考ヘラレナイノデアリマス

これに対する原法相の答弁は、「民間ニ在ツテ民権ヲ擁護シナガラ、國務大臣ニナルト直ニ彈圧政策ヲ執ルトカ云フ御話ガアリマシタガ、私ハ民間ニ於キマシテ犯罪擁護ノ手段ヲ執ツタコトハ一度モアリマセヌ、治安維持法ハ犯罪ヲ取締ルノ法規デアツテ、民権ヲ圧迫スル法規デアリマセヌ、善良ナル国民ハ此法律ノ施行ニ依ツテ、初メテ我が国家ガ泰山ノ安キニ在ルモノトシテ枕ヲ高クシテ眠ルコトガ出来ルノデアアル、何等之ニ依ツテ威嚇ヲ感スル者デハナイノデアリマス」等というものであつた。⁽²⁶⁾

廣瀬の質問は、「國民ノ意思ニ依ツテ斯ル立法ハ為シタ方ガ宜ヂヤナイカ、然ルニ何故緊急勅令ニ依ツタカ」、「死刑ニ處シテシマツテハ、遷善改過ノ余地ハナイヂヤナイカ、……何デモ彼デモ死刑ニスルコトハ不都合ヂヤナイカ」等というものであつた。

注目されたのは水谷の質問であつた。⁽²⁸⁾ 次のように政府を厳しく追求したからである。

先ズ第一番ニ田中総理大臣ニ御伺致シタイト思ヒマス、要旨ハ此治安維持法緊急勅令ト去ル特別議會ニ於キマシテ殆ド衆議院全体ガ可決シタ所ノ思想的國難決議案ニ關スル關係デアリマス、即チ思想的國難ニ關スル決議案ニ於キマシテハ「共産黨事件ニ對シ政府ガ刑罰ニミヲ以テ之ニ臨ムハ不可ナリ宜シク其ノ環境ヲ改善スル途ヲ講セサルヘカラス」是ガ大體決議ニナリマシテ、其決議案ノ説明者デアアル所ノ尾崎氏ノ言葉ニ依リマシテモ、共産黨事件ハ之ヲ彈圧スルノミニ於テハ吾吾（ママ）ノ目的ハ達スルコトガ出来ナイ、吾々政治家トシテ考ヘナクテハナラナイニハ、何故共産黨事件ガ此日本ニ於テ發生シタカト云フ其原因ヲ究メテ、再ビ斯ウ云フ事件ガ我國ニ發生シナイヤウニシナクテハナラナイト云フノガ尾崎行雄氏ノ御説明要旨デアッタノデアアル、……田中総理大臣ハ果シテ特別議會ニ於キマシテ、衆議院議員ガ殆ド全会一致デ以テ、可決サレタ所ノ、思想的

国難決議案ヲ無視サレタカドウカ、……総理大臣ハ果シテ特別議會ニ於ケル所ノ院議ヲ重視サレタカ、或ハ無視サレタカ

我が日本ノ国體ハ、一兵二衄ラズシテ思想的内乱罪、或ハ思想的の外患罪ニ於テ、我が国體ヲ破壊サレルト云フヤウナコトハ、吾吾ハ断ジテ考ヘテ居ラナイノデアアル、此點ニ関シテ私ハ原サンガ一體我が国體ニ関シテ如何ナル信念ヲ持ツテ居ラレルカト云フコトヲ御聴キシタイノデアリマス

此緊急勅令ノ必要ナル理由トシテ原サンハ露西亞ノ共產党大学カラ続々ト帰ツテ来ル、又首魁ハ未ダ逮捕サレズニ活動ヲ続ケテ居ルト云フヤウナコトヲ一ツノ理由ニサレマシタ、併シナガラソレハ日本ノ警察力が十分ニ其威力ヲ發揮シナイト云フ証拠ニナリコソスレ、法律ノ威信ト云フモノガソレニ依ツテ害セラレタトハ吾々ニハ考ヘラレナイ、……若シ斯ウ云フ工合（ママ）ニ縛ニ就カナイモノガアルガ故ニ、緊急勅令ガ必要デアルト云フナラバ、今日説教強盜ガ未ダ縛ニ就カナイガ故ニ、説教強盜ニ関スル緊急勅令モ必要デアルト云フコトニナル

しかし、水谷の質問中、原物兵衛議員から質問打ち切りの動議が出され、賛成多数で質疑は打ち切られた。次に、「議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選挙」に移ったが、ここでも、原物兵衛から、「本案ハ特ニ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス」との動議が出され、採決の結果、右動議のように決せられた。議案は「昭和三年勅令第百二十九号（治安維持法中改正ノ件）（承諾ヲ求ムル件）委員会」に付託することとされた。

衆議院特別委員会

同委員会は、二月一九日、二〇日、二三日、二六日、二八日と開かれた。一九日の委員会では、齊藤隆夫⁽²⁹⁾、中谷貞頼、横山勝太郎、内ヶ崎作三郎の各委員から質問が出された。特筆されるのは齊藤の長時間に及ぶ質問であった⁽³⁰⁾。長くなるが、この質疑を紹介することにしよう。概要、次のような内容であった。

○齊藤委員 今日我國民トシテ何人ト雖モ、此種類ノ犯罪者ヲ罰スルト云フコトニ付テ、異論ヲ挟ム者ハ一人モアル譯ハナイ、故ニ問題ハ斯ノ如キ犯罪者ヲ罰スルカ、罰シナイカト云フコトデハナクシテ、如何ナル方法ニ依テ之ヲ罰スルカ、又如何ナル程度ニ於テ之ヲ罰スルカト云フコトガ問題デアリマス、即チ如何ナル方法ニ依テ罰スルカト云フコトハ、此緊急勅令ガ形式上ノ要件ヲ備ヘルカ、否ヤト云フコトニナルノデアリ、又如何ナル程度ニ依テ之ヲ罰スルカト云フコトハ、此緊急勅令ノ内容ガ果シテ正當デアルカ、不當デアルカト云フコトニ帰着スルモノデアラウト思ヒマス、固ヨリ政党政派(ママ)ニ何等ノ關係ヲ持ツテ居ルモノデハナイ、憲法ヲ中心トシテ帝國議會ノ権能ニ及ブ、國民ノ自由權利ニ大關係ヲ持ツテ居リマス所ノ問題デアルニ依テ、吾々ハ相互ニ最モ真摯ナル態度ヲ以テ此審議ニ臨ミタイト思フノデアリマス、……政府当局者ハ……吾々ノ質問ニ對シテハ最モ真面目ニ答ヘラレネバナラヌト云フコトハ、是ハ申ス迄モナイ、所ガ先日ノ本會議場ニ於キマシテ、此緊急勅令案ガ提出セラレマシタ其際ニ於テ、武富濟君ノ質問ニ答ヘラレマシタ所ノ司法大臣ノ陳述ヲ速記録ニ依テ拝見致シマス、私共甚ダ遺憾ニ堪ヘナイ點ヲ發見シテ居ルノデアリマス

○原國務大臣 ……私ハ議員諸君ヲ威圧シヤウト云フヤウナ考ヲ持ツタコトハナイ、又威圧サレル議員諸君デ

モノイト信ジテ居リマス、此委員会ニ於キマシテハ極メテ真摯ナル態度ヲ以テ御答スル積リデアリマス

○斉藤委員 本案ノ審議ヲ進メル上ニ於テ、政府ニ向ツテ少シ材料ノ提出ヲ要求致シマス、……此緊急勅令ハ要スルニ共産党事件ヲ本ニシテ現ハレタルモノデアルト私ハ信ジテ居リマス、一體共産党事件ノ内容ト云フモノハドウ云フモノデアるかト云フコトヲ、私ハ徹底的ニ調べテ見タイト思ヒマス、故ニ共産党事件ノ一件記録ヲ悉ク拝見シタイノデアリマス、……各裁判所ニ御命ジ下サレバ直グ出来ルコトト思ヒマスカラ、之ヲ御提出ヲ願ヒタイ

○斉藤委員 政府ハ治安維持法ノ改正、即チ十年以下ノ體刑ト云フコトヲバ死刑ニ改メラレル、斯ウ云フ考ヲ起サレマシタノハ一體何時頃デアリマスカ、……共産党事件ニ鑑ミテ改正ヲ思ヒ付カレタノデアリマスカ、又、共産党事件トハ何等ノ關係ナクシテ、独立ニ改正ヲ思ヒ付カレタノデアリマスカ、ソレナラバドウ云フ考デアリマスカ

○原国務大臣 昨年三月一五日ニ共産党事件ヲ検挙シタ後ニ、此事態ノ重大ナルコトガ分ツテ参リマシタノデ、斯ウ云フ改正ヲシヤウト云フ考ヲ起シ始メタノデアリマス

○斉藤委員 サウスルト此共産党事件ト治安維持法中ノ刑罰規程トハ因果ノ關係ガアルカ、詰リ治安維持法中十年以下ノ刑罰ト云フコトハ輕イカラ、斯イフ共産党事件ガ起ツタノデアルト、斯御思料ニナツタモノデアるか

○原国務大臣 政府ノ見ル所ニ依リマスレバ、従来ノ治安維持法ダケデハ日本共産党事件ノ如キモノノ発生ヲ防ギ、若クハ減少セシムルニハ十分ノ効力ガナイモノデアルト斯ウ認メマシタ

○斉藤委員 ソレダケデハ漠然トシテ能ク受取レマセヌ、……實際上ノ根拠ガナクテハナラスノデアリマス、

唯漠然ト刑罰ヲ重クシタナラバ共産党事件ノ如キガ起ラナカッタデアラウガ、刑ガ軽イカラ起ツタノデアラウ、斯ウ云フ一ツノ想像ダケデハ、私共ハ其根柢ヲバ発見ニ苦シムノデアリマス

○原国務大臣 刑罰法規ヲ設ケマシテモ絶対ニソレニ依テ犯罪ノ防止ヲ出来ルト云フマデハ確信スルコトハ出来ナイガ、少クトモ犯罪ヲ犯ス人ガ少クナルデアラウト云フコトハ、ドウシテモ予期シ得ラル、ノデアアル、…少クトモ日本共産党事件ノ如キ重大ナル事態ノ發生ハ、或程度マデハ之ヲ減少シ得タデアルト云フ風ニ考ヘルノデアリマス、…少クトモ国民ヲシテ大ニ警戒スル所アラシメ、再ビ重大ナル事態ニ至ルノヲ其事態ノ状態ノ重イノヲ軽イ程度デ止メルト云フコトダケハ出来ルノデアリマス

○斉藤委員 治安維持法ヲバ三年前ニ制定致シマシテ、其中ニ於テ此法律ニ触レタ所ノ事件ハ共産党一ツデアリマス、法律ヲ制定シテ其法律ニ違反シタ所ノ事件ガ一ツ起ツタカラ、直グソレデ慌テマシテ法律ヲ改正スルト云フコトハ、私ハ政府トシテモ餘リ軽率ノ遣リ方デハナイカト思ハレマス

○斉藤委員 昨年六月十二日、即チ枢密院ニ緊急勅令ヲバ諮詢セラレタル日ニ緊急ノ必要ヲバ感ジタノデアルト、斯ウ云フ御答弁デアリマシタ、…司法大臣ノ御答弁ニ誤リハナイノデアリマスカ

○原国務大臣 六月十二日ニ至ツテ愈々是デハ緊急勅令ヲ制定スルノ外ハアルマイ、斯ウ云フ事ヲ決定ヲシタ、斯ウ云フ意味デアリマス

○斉藤委員 政府ノ方デ緊急ニ必要ヲ認メラレタル事由トシテ二ツノ事実ヲ挙ゲテ居ラレマス、…共産党事件ノ検挙ニ漏レタル所ノ残党ガ尚ホ活動ヲ繼續シテ居ルト云フコトガ一ツノ事実デアリマス、是ハ別ニ六月十二日ニ至ツテ始メテ発見セラレタ所ノモノデアリマセヌ、…検挙ニ漏レマシタモノハ大概幾人位アツテドウ云フ者ガ検挙ニ漏レタノデアアルカ、ソレヲ一ツ御尋ヲ致シマス

○原国務大臣 檢挙ニ漏レマシタ中ノ……首領株トデモ申シマスカ、サウ云フ者ガ十人内外モアリマシタカ、……具体的ノ事実ハ挙ゲテナカッタノデアリマスケレドモ、先ズ活動ハシテ居ルノデアラウト推測シテ、サウ云フモノガアル以上ハ、急イデ治安維持法ヲ改正スル必要ガアルデアラウト云フノデ、特別議會ニ改正案ヲ提出シタノデアリマス

○斉藤委員 事実ヲ具体的ニ御示シ願ヒタイノデアリマス、サウデナイト云フト唯活動ヲシテ居ルダラウト想像シタト云フヤウナコトダケデハ、吾々本案ヲ審議スルニ於テ甚ダ困ルノデリマス、其檢挙ニ漏レタ所ノ殘党ガ幾名アツテ、活動ヲ継続シテ居ル事実ハドウ云フ事実デゴザイマスカ、……秘密会デモ宜シウゴザイマスカラ、此事実ヲ徹底的ニ御知ラセ願ヒタイト思ヒマス

○原国務大臣 日本共産党ノ殘党ガ如何ナルコトヲ致シマシタカト云フ概要ヲ申シマスト云フト、彼等ハ……最大盛儀ノ挙行ニ對シマシテモ、絶対反對ヲ唱道致シマシタ、サウシテ國體ノ変革ヲ盛ニ主張シタノデアリマス、……帝國議會、府懸議會ヲ破壊スベキコトヲ主張シタノデアリマス、・・・彼等ノ檢挙ニ對シテ、虚構ノ事実ヲ流布シテ暴力対抗ヲ宣伝シタノデアリマス、……共産党檢挙ヲ暴力ニ依ツテ奪回スベキコトヲ煽動シタノデアリマス、……兵隊、殊ニ支那派遣軍ノ攪乱ヲ煽動致シタノデアリマス、……支那派兵ニ對スル労働者ノ反抗ヲ煽動致シタノデアリマス、……争議ノ大衆行動ヲ煽動致シタノデアリマス、……暴力ニ依ル世界革命ヲ煽動シタノデアリマス、……第三「インターナショナル」ノ指揮ヲ受ケマシテ、我國ニ於テ労働者農民ノ独裁ニ依ル民衆の革命政府ノ樹立ヲ唱道シタノデアリマス、サウシテ実行手段トシテハ、彼等ノ組織ノ再興、即チ細胞組織ノ再興ニモ着手シタ、斯ウ云フ事実ガ現ハレテ参ツタノデアリマス、概括的ニ申シマスト斯様ナ事実ガ現ハレテ参リマシタノデ、彼等ガ愈々活動ヲシテ居ルト云フ事実ヲ認めタ次第デアリマス

- 斉藤委員 其犯罪者ハ直ニ檢挙セラレタコトト思料致シマスルガ、悉ク檢挙サレテ居リマスルカ
- 原国務大臣 今日マデ全部檢挙スルニ至リマセヌコトハ、甚ダ遺憾ニ存ジテ居リマス次第デアリマス
- 斉藤委員 (政府ガ緊急改正ノ理由ノ一引用者) 第二ノ事実トシテ挙ゲマシテ居リマスノハ、露国ノ第三「インターナショナル」ガ、東洋勤労者大学ノ日本留学生ヲ続々帰朝セシメテ、共産黨組織準備拡大ニ従ハシムル所ノ情報ガ到達シタト云フコトデアリマス、……斯様ナ情報ハ何月何日ニ何処カラ出テ何処ノ役所ニ來タノデアリマスカ
- 原国務大臣 情報ノ到達シタ所ハ内務省、外務省デアリマスカ、情報ノ出所ハ……、是ハ此際申上ゲナイ方ガ宜イダラウト信ズルノデアリマス
- 斉藤委員 此共産黨大学ニハ日本人留学生ト云フモノガ何人位居リマシテ、其人物ハドウ云フ者デアッテ、学費ナドノコトハドウナツテ居リマスカ
- 原国務大臣 政府ノ今マデ調べタ所ニ依リマスト、前後通ジテ四十四名アリマス、……ソレカラ費用ハ何処カラ出テ居ルカト云フコトハ、是ハ今マデ調べタ所ニ依リマスト、第三「インターナショナル」カラ出テ居ル
- 斉藤委員 此留学生ノ中デ何名位昨年帰朝スルト云フ情報ガアツタノデアリマスカ
- 原国務大臣 秘密行動デ所謂潜入スルノデアリマスカラ、初カラ何名杯(ママ)ト云フコトハ申シテ参リマセヌ
- 斉藤委員 僅カ十名ヤ二十名ノ留学生ガ露西亜ノ国境ヲ越エテ日本ニ入ル、之ヲ国境ニ於テ喰い止ント云フヤウナコトハ何デモナイ事デアリマスカ、斯ウ云フ情報ガ入ッタ際ニ、内務省ハドウ云フ處置ヲセラレタノデアリマスカ

- 横山政府委員（警保局長） 露西亜カラ帰ル途中デ捕ヘマシタ者モ数名アリマス、又途中デ分ラナイデ内地ニ潜入シタ者モ多数デアリマス、……大部分ガ検挙セラレテ居ル事情デアリマス
- 斉藤委員 此共産党大学ノ日本留学生デ、日本ニ帰ツテ来タノハ何名位デ、検挙セラレタノガ何名デアリマスカ
- 原国務大臣 今日迄ニ既ニ起訴セラレタ者ハ十八名アリマス
- 斉藤委員 ソレハ緊急勅令発付後デアリマスカ、又ハ発布前デアリマスカ
- 原国務大臣 発布ノ前後ニ掛ケテ帰ツテ来テ居ルノデ、逮捕サレタノハ無論発布後デアリマス
- 斉藤委員 日本ニ於ケル共産党ノ過去ノ状態及現在ノ状態ニ付テ、……大體御説明ヲ願ツテ置キタイ
- 原国務大臣 共産主義運動ノ起リマシタノハ、大正十年ノ曉民共産党ト云フモノガ初メデアリマス、其後ニ大正十二年ニモ十三年ニモサウ云フ主義ヲ以テ結社シタル者ガ名古屋デアルトカ、旭川デアルトカ、ソレカラ群馬懸ノ岩鼻デアルトカ、長野懸ノ下伊那デアルトカ云フヤウナ所ニ方々起ツタノデアリマス、其際ハマダ治安警察法違反トシテ處分セラレタノデアリマス、ソレカラ其後ニ御承知ノ京都大学生事件、ソレハ昭和二年デアリマスガ、大正十二年ニ旭川デ集産党事件ナドト云フ事件モ起リマシタ、大正十一年ニ日本共産党ト云フモノガアリマシテ、是ハ共産党ト云フ名称ヲ持ツテ居ル結社ガ出来タノデアリマスガ、是ハ大正十二年ニ検挙セラレマシタ、ソレデ逼塞シテ居ツタノデアリマス、其後大正十五年十二月四日に山形懸ノ五色温泉デ結党式ヲ挙ゲマシタノガ、今回ノ共産党事件デアリマス、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス
- 斉藤委員 政府ハ日本共産党ガ發生スルノハ、ドウ云フ原因カラ起ツテ来ルカ、ドウ見テ居ルノカ、此原因ニ付テ政府ノ御考ヲ大體承リタイ

○原国務大臣 政府ハ今日ノ所謂共産党ナルモノハ主トシテ第三「インターナショナル」ノ影響ヲ受ケテ出て来タモノト考ヘテ居リマス

○泉二政府委員 前刻齊藤サンカラ材料ノ御要求ガアリマシタ、此共産党事件ノ記録デゴザイマスガ、是ハ今大體控訴中デアリマシテ事件未済デアリマスカラシテ、記録全部ヲ提出スルコトハ一寸困リマス、……記録全部ノ提出御要求ダケハドウゾ見合セヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ被告人ノ住所、職業、年齢調べデアリマスガ、……マダ公判ニ附サレナイ東京ノ者ハ、少クトモ氏名ダケハ御勘弁ヲ願ヒタイ、是ハマダ秘密ニシテ置キタイト思フ

○齊藤委員 政府ハ此共産党ヲ防止スルニ付テ、……斯ノ如キ団結ヲバ絶対的ニ根本的ニ防止スルニ付テ、ドウ云フ方法ヲ執ラレルノデアリマスカ、……治安維持法ヲ改正スルト云フヤウナ、斯ウ云フ一事デハ斯ノ如キ事件ヲバ根本的ニ撲滅スルコトハ出来ヌ、……ドウ云フ方法ヲ執ラレルノデアリマスカ

○原国務大臣 文部省、内務省、又其他ノ省ニ於キマシテ、学校ニ於ケル教育方面カラ詭激ナル思想ニ陥ラヌヤウニ、我国ノ醇風美俗ニ合フヤウナ思想ヲ養成スルト云フヤウナコトノ為ニ、既ニ緊急支出モシ、又本年度ノ予算デモ請求シテ居リマス、其他各省ニ於テ……色々ナ施策ヲ致シテ居リマシテ、斯ウ云フ思想ニ感染スル者ガ成ベク生ゼヌヤウニスルト云フコトニ努メテ居ル次第デアリマス……

○齊藤委員 政府ハ露西亜ノ共産党大学ノ日本留学生ガ日本ニ帰ツテ、共産党組織ヲスルト云フヤウナ風評ガアツタカラト云フコトデ緊急勅令マデ出シテ、此治安維持法ノ改正ヲ企テ、居ルノデハナイカ、然ルニ其事実モ外務省ニ於テ分ツテ居ヌト云フ云フノハ何ノコトデアルカ

○森(恪)政府委員(外務政務次官) 今日外務省ガ何ヲ為シツ、アルカト云フコトニ付テハ、此場合御説明

ヲ申上ゲラレナイト申シタノデアリマス

○斉藤委員 外務省ニ於テハ何等マダ調べモ付カズ、方針モ定マラスハ何タル怠慢ノコトデアリマスカ、斯ウ云フ政府ノ下ニ於テ治安維持法ヲ改正シヤウガ、緊急勅令ヲ百出サウガ、何ノ役ニ立ツモノデハナイ

○斉藤委員 政府ガ緊急勅令ヲ發布セラレマシタ後ニ於テ、新ニ緊急勅令違反ガ現レマシタカ、若シ現レタトスルナラバ、ドウ云フ犯罪デアツテ、今日裁判所ニ於テ如何ナル程度マデ迎ヘテ居ルノデアリマスカ

○原国務大臣 事犯ノ数ハ只今ノ所約四十人バカリアリマスガ、是ハマダ豫審中ニアリマスノデ、其氏名及内容ハ今申上ゲ兼ルノデアリマス、……新ニ組織シタノデハナイ、詰リ元ノ共産党ノ残党ニシテ緊急勅令ノ施行後ニ引続イテ犯行ヲ為シテ居ル者ト、ソレカラ……露西亞カラ帰ツタトカ、或ハ元カラ居ル共産主義者デアツテ日本共産党ノ手足トナツテ働イタ者ト云フノデアリマス

○斉藤委員 (緊急勅令―引用者) 發布後ニ於テ新ニ共産党ヲ組織シタ者ニアラザレバ、緊急勅令ノ効力ハ及バヌノデハナイカ

○泉ニ政府委員 (既存ノ結社デアツテモ―引用者) 其結社ノ為ニ指導者タル任務ニ従事スルトカ、或ハ更ニ其結社ニ加入シタトカ、或ハ其結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタトカ云フ者ガアレバ、ソレニ付テハ新シイ法律ガ適用サレルト云フ解釈ヲ採ルノガ正当デアラウト考ヘテ居ルノデアリマス、……結社ノ行動ヲシタガ、勅令発付後ニハ今度ハ結社ト云フ行為ハナイケレドモ、矢張其結社ニ伴フ所ノ活動ハヤツテ居ルト云フコトニナリマス、行為ガ少ナクトモ連続犯的内容ヲ持つテ来ルノデアリマシテ、勅令発付後ノ行為ニ對シマシテハ新シイ規定ガ適用セラレルト解釈スルノガ相当デアラウト考ヘマス

○斉藤委員 僅カ十人ヤ二十人ノ(露西亞カラ―引用者) 帰ツテ来タ者ガ一味徒党ノ大部分ガ検挙サレテシマ

ツテ居ルノデアリマスカラ、彼等ガ組織シタ所ノ結社ニ新ニ加入シタト云フヤウナ事実ハ實際アリ得ベキ譯ハナイト思ヒマスガ、如何デアリマセウカ、……其共産党組織ノ最初カラ關係シテ居ツタ者ガ、当時カラ檢挙セラレズシテ、尚ホ其行動ヲバ繼續シテ居ルト云フ事ニナリマスルト云フト、是ハ結社ヲシタト云フ罪デハナクシテ、緊急勅令第一條ノ末項ノ行為ヲ為シタル者ト云フコトニ該当スルカセヌカ

○泉ニ政府委員 結社ヲ組織シタ者ガ後ニ続イテ矢張指導者タル任務ヲ行フト云フコトニナリマスレバ、ソレモ結局第一條ノ犯罪デアリマシテ、連続ト云フコトニナラウト思ヒマスガ、全部結社ト云フ方ニ吸収サレルモノデアルトハ解釈シナイ方ガ適當デアラウト考ヘテ居ルノデアリマス

○斉藤委員 檢挙セラレタノハ昨年ノ三月十五日デアリマシテ、特別議會ガ閉会致シマシタノハ昨年ノ五月六日デアリマスカラ、此間ニ於テ五十日餘リアルノデアリマス、此間ニ於キマシテ政府ノ方デハ治安維持法改正ノ必要ヲ認メラレテ特別議會ニ改正案ヲ提出セラレタ、其当時ノ政府ノ考デハ改正案ハ一治安維持法ノ改正ハ必要デアルケレドモ、緊急ノ必要ハナイト云フコトモ御見込デアツタヤウニ思ヒマスガ、是ハドウモ吾々ノ常識上カラ判断致シマシテ、斯ノ如キ大事件ガ檢挙セラレテカラ五十日餘リノ間ニ於テ、政府ガ治安維持法ノ改正ノ必要ハ感ゼラレタケレドモ、緊急ニ改正スル必要ハナカツタト云フヤウナ事ハ、ドウモ常識上受取レヌノデアリマスガ、ソコハドウ云フ事ニナツテ居リマスカ

○原國務大臣 色々ナ事実ガ挙ツテ參リマシテ、是デハ到底次ノ議會マデ待ツコトハ出来ヌ、一日モ早ク法律ノ改正ヲ必要トスルト云フコトニ考ヘマシテ、緊急勅令ノ發布ヲ奏請スルヤウニナリマシタ次第デアリマス

○斉藤委員 誤ツテ特別議會ヲ延長セラル、途ヲ執ラレナカツタナラバ、……臨時議會ヲ召集シテ國民代表者ノ承諾ヲ得テ、所謂普通ノ立法ニ依テ、此案件ヲバ解決セラレント云フコトハ、政府トシテ執ルベキ立憲ノ常

道デアルヤウニ私ハ見受ケルノデアリマス、……此點ニ付テ御説明ヲ伺ヒタイノデアリマス

○原国務大臣 次ノ議會マデドウシテモ待テヌ、今早ク拵ヘタ方ガ宜シイト云フ場合ガ定メテアルモノト考ヘテ居リマスノデ、臨時議會ヲ召集セナケレバナラヌ場合デナイト認メテ居リマシタ為ニ、臨時議會ヲ召集シナカッタ、斯ウ云フ事ニ御了解ヲ願ヒマス、

○斉藤委員 苟モ日本臣民ニ對シ死刑ノ宣告ヲスルヤウナ法律ヲ拵ヘテ、而モ其場合ニ於キマシテ、臨時議會ヲ召集スルコトガ、……出来ル余裕ノアル場合ニ於テハ臨時議會ヲ召集セラレテ、立法ノ常道ニ依テ其目的ヲ達セラル、コトハ憲法ヲ運用セラル、上ニ於テ、現政府、殊ニ政党内閣トシテ、ヤラレナクテハナラヌコトデアラウト私ハ見ルノデアリマス、……戦時ニアラザル平時ノ場合ニ於キマシテ、緊急勅令ヲ以テ日本臣民ニ死刑ヲ科スルト云ウヤウナ規定ヲ設ケラレタコトハ、マダ外ニモアリマスカ

○原国務大臣 サウ云フ緊急勅令ハ出タコトガアリマセヌ

○斉藤委員 少シク内容ニ入ツテ大體質問ヲシテ置キタイト思ヒマス、……大逆罪、内乱罪、外患罪ト同一ニ見ルベキモノデアル、所謂思想上ノ内乱罪デアル、外患罪デアルト云フ此文句ヲ以テ、國體変革ノ実行者ト同一ニ準ズルト云フコトハ、ドウシテモ私ハ刑ノ權衡宜シキヲ得タルモノデハナイ思ヒマスガ、之ニ付テ吾、ガ了解出来ルヤウナ説明ヲ煩シタイト思フ

○泉ニ政府委員 実行トカ着手トカ云フヤウナ風ニ行カナイデ、未ダ予備陰謀ノ程度ニ止マル行為デアルト云フノデアリマシテモ、危険ガ著シイモノデアルト見マシタナラバ、其刑ハ既遂ト同ジヤウニ重イ刑罰ヲ科スル必要モアルダラウト思フノデアリマス、……而シテ國體変革ノ目的ヲ以テ致シマスル所ノ結社ハ、非常ニ重イモノト我ガ國體ノ上カラ見テ考ヘ（ママ）ベキモノデアリマシテ、殊ニ共産党事件等ニ現ハレマシタル實際ノ

事実カラ申シマスルト、……大正十四年ニ治安維持法ヲ制定スル当時ノ状況ト、事態ガ著シク違ツテ居ツタト云フコトガ出来ルト思フデアリマス、……内乱ノ予備陰謀ト云フモノヨリモ、モツト著シキ危険ノアルモノトシテ取扱フガ宜シカラウト云フ見地カラ致シマシテ、死刑マデ科スルト云フコトニナツタ譯デアリマス

○斉藤委員 司法大臣ノ中ニ於テモ、(刑法)七十三條ノ大逆罪ト云フモノヲ引イテ居ラレマスルガ、是ハ全ク性質ノ違フ事件デアラウト考ヘマス、……国體変革ト皇室ニ對スル危害トハ全ク別ノモノデアルト考ヘル、之ヲ治安維持法ノ説明ニ引例サラレルト云フコトハ、間違ッテ居ルト思ヒマス、対照スベキモノガ此内乱罪ニ関スルデアリマス、……内乱罪ト比較シテ更ニ一層ノ御説明ヲ願ツテ見タイト思フ

○泉二政府委員 内乱罪ノ要件ト、治安維持法ノ犯罪ノ要件トヲ較ベマスト、大分違フ所ガアリマス、……内乱罪ノ予備陰謀ト此結社ト云フモノトヲ比較スルコトガ危険ノ實際ノ程度ノ上カラ云ウテ、一寸正当デナイノデアラウト考ヘルノデアリマス

○斉藤委員 詰り前内閣ノ時ニ於テハ、危険ノ程度ト云フモノハ内乱罪ノ予備陰謀ト同一位ノモノデアルト見テ居ラレタノヲ、現内閣ニナツテカラソレ以上ニ見ラレタルト云フニ過ギナイノデ、是ハ議論ノ岐レル所デアリマス

○斉藤委員 三千年來傳ツテ來テ居ル所ノ日本ノ国體ノ内容ガ、微々タル白面書生若クハ一部ノ不平者ガ集ツテ、吹ケバ飛ブヤウナ、或ハ実行力ノ伴ハヌヤウナ結社ヲ起シタ所ガ、ソレガ日本ノ国體自身ニドレダケノ影響ヲ及ボスカ、政府ガ神經過敏ニナツテ緊急勅令ヲ出シテ死刑マデモシテ之ヲ防御スベキモノデハナイト私ハ思フノデアリマス、恐ルベキモノデアルトシテモ、議會ノ開会ガ待テヌト云フ焦眉ノ急ニ迫ラレタト云フ事ハ、誰人モ承服シ得ルモノデハナイノデアリマス、故ニ国體變革ヲ目的トスル結社其モノガ、斯様ニ恐ルベキモノ

デアルト云フ政府ノ所見ガ、大局ノ上ニ於テ私ハ間違ツテ居ルノデハナイカト思フ、……斯ノ如キ緊急勅令ヲ制定セラレタト云フ事ニ付テハ、ドウモ政府ノ共産党ニ對スル見方ガ余程間違ツテ居ルノデハナイカト思フガ……

○原國務大臣 日本ノ国家ニ取りマシテ非常ナ重大ナ事件デアリマスル以上ハ、此危險性ニ對シテハ、目的ヲ達シ得ナイト云ツテ寛大ノ刑ニ處シテ置イテ宜シイト云フ譯ニハ行カヌダラウト思フ、何處ニデモ此事體ニ相応スルダケノ事ヲシナケレバ刑罰ノ目的ハ達シ得ナイ、……目的ヲ達シ得ルヤ否ヤハ、是ハ別問題デアル、……日本ノ人心ヲ露西亞ト同ジヤウニ腐蝕シテ、國體ノ変革ヲ成就スルト云フコトハ出来ヌコトデアリマセウケレドモ、其事柄ガ重大デアル以上ハ、相当ノ科刑ヲ設ケテ置クト云フコトハ必要デアルト、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○齊藤委員 目的ガ悪イト云フコトニ付テハ誰モ異議ハナイ、併ナガラ此目的ニ其目的ニ副フ所ノ行為、即チ事実ト相俟ツテ犯罪ト云フモノヲ構成シ、其事実ニ相当スル所ノ刑罰ヲ科スルト云フノガ、刑事法ノ骨子デアラウト思ヒマス、若シ目的ガ悪イカラ悉ク死刑ニ處スルト云フナラバ、内乱罪ニ關スル目的モ、外患罪ニ關スル目的モ、皆悪イノデアリマスケレドモ、其中ニ於テモ死刑ヲ科スル所ノモノモアレバ、無期刑ヲ科スル所ノモノモアル、或ハ一年位ノ體刑ヲ科スルモノモアル、斯ウ云フヤウニ罪ニ對スル刑罰ト云フモノハ、皆目的ト事實其モノヲ綜合シテ、ソレニ相当スルダケノ刑罰ヲバ規定シテ居ルノデアリマスカラ、此點ガ即チ争デアリマス、唯目的ガ悪イカラ、ドンナコトデモヤツテ宜シイト云フコトハ議論ニナラヌ、……此共産党ノ事件ニ付キマシテハ、一審ノ判決ガ済ミマシテ、ソレレ刑罰ガ科セラレテ居リマス、茲ニ手ニ致シマシタ表デアリマスガ、此刑罰ヲ見マスと、裁判所ノ方ニ於テハ、左程重イ情状ノモノト見テ居ラヌラシイノデアリマス、治安

維持法ニ依リマシテモ、十年ノ懲役ハ科スルコトガ出来ルノデアリマスガ、六七ノ裁判所ニ於テ判決ガアリマシタ、其判決ノ結果ヲ見マス、大體輕イモノデ、十年九年ノ體刑ト云フモノハ一ツモナイ、八年ト云フノガ唯一ツアリマシテ、六年ガ四名アリマシテ、全部デ八十八名ノ中ニ於テ、五年以上ノ刑罰ト云フ者ハタツタ五人シカナイ、五年若クハ其以下ノ者ガ八十二人デアツテ、其中二十七人ハ執行猶予ニナツテ居ルノデアリマス、裁判所ニ於キマシテハ、アレダケノ共産党事件ヲバ檢挙シテ、サウシテ獨立ノ裁判所ガ裁判シタ結果、極刑ニシタ者ハ一ツモナイ、……サウ致シマス、何モ十年以下ト云フ體刑ヲ、一躍シテ死刑ト改メル必要ハ、ドウモ此事件ノ性質ニ照ラシテ私ハ必要ナイヤウニ思フノデアリマス

○原国務大臣 政府ハ只今齊藤君ガ仰セニナルヤウナ、一審ノ判決デ十年ヲ言渡シタ事件ガナイカラ、法律ヲ改正スル必要ハナイノデアルト、サウ云フ風ニハ考ヘテ居ナイノデアリマス

共産党事件の刑事裁判でそんな重い判決が出ていないにもかかわらず何故、法改正して一挙に死刑を規定するのかという齊藤の批判はさすがに鋭いもので、政府からは反論らしい反論は示されなかった。

他方、中谷ノ質問は「此法ヲ制定スルニ至リマス所ノ理由ガ、共産革命ヲ未然ニ防グト云フ意味デアルト云フコトヲ明言シテ戴キタイト云フコトヲ希望スルノデアリマス」等というものであった。また、横山の質問も「斯ノ如キ兇悪ナル目的ノ有スル反国家的性質ヲ帯ビテ居ル所ノ團體ガ我帝国ノ内ニ出現シテ来ルト云フ原因ハ那邊ニアルカ、……ドウモ西洋ノ新シイ經濟學説ト称スルモノニ心酔シタ結果、サウ云フ事ニ感染スルノデアルト云フ傾向ガアリハセヌカト思フ、……大学制度ノ一大失敗デアリ、大学制度ノ一大欠陥デアルト言ハナケレバナラス、此點ガ私ハ一番憂慮スベキ點デアツテ……」等というものであった。ちなみに、横山は、前述したように、

東京弁護士会会長も努めているが、「大学の自治」「学問の自由」についての認識は右のようなものであった。これらと大きく違ったのは内ヶ崎の質問で、次のようなものであった。

斯ウ云フヤウナ固キ信念ヲ持つテ来ル所ノモノヲ、此方カラ嚴重ニ處分スルナラバ、却テ反抗シテ来ル、英吉利ノ遣方は暖簾ニ腕押デアル、……思想トシテハ共産主義ハ英吉利ニ於テハ少クトモ压迫ヲシナイ、又共産党ハ組織シテ居ツテ、現ニ三千人ノ会員ヲ英吉利ニ有シテ居ル、併ナガラ、……タツタ一人ノ印度人が共産党トシテ当選シテ居ルダケデゴザイマテ、……是ハドウ云フ譯デアアルカト云ヘバ、主トシテ是ハ国民ノ常識ガ發達シテ居リ、又国民ガ自ラ大英帝國ヲ維持シナケレバナラヌト云フコトヲ、深ク自覚致シテ居リマスルガ為ニ、……共産主義ヲ压迫セズトモ、共産主義ニ對シテ自分デ以テ判断スルカラシテ、共産党ヲシテ政治上ノ勢力ヲ興ヘシメナイヤウニ致シテ居ルノデアリマス、……我國ノ所謂危険思想ニ對スル態度モ、英吉利ヲ矢張参考ニスルト云フコトハ必要ダト思フノデアリマス

ただし、これに対し政府委員から答弁がなされるということは時間の関係で一九日の委員会ではなかった。

二〇日の委員会では、中谷、比佐昌平⁽³⁴⁾、勝田永吉⁽³⁵⁾、内ヶ崎の各委員から質問がなされた。

二〇日の中谷の質問のポイントは「新聞若クハ出版物ノ検閲方針ガ、共産主義其他ノ危険思想ヲ青少年ノ内ニ流布スルコトヲ防止スルコトニ付テ、内務省ノ検閲方針ガ或ハ寛デナイカ、或ハソレヲ改正スル意思アリヤ」というもので、これには「渡りに船」で、横山政府委員（内務省警保局長）から「形式ニ捉ハレズ、実質上カラ見テ……及ボス影響ノ如何ヲ考ヘマシテ、或ハ之ヲ禁止シ、或ハ之ヲ社会ノ内ニ流通セシメルコトヲ止メル積リ

アリマス、……政府ニ於キマシテハ、是（出版法―引用者）ノ改正ノ必要ヲ認メマシテ、目下鋭意調査ヲシテ居リマス」等と答弁された。

比佐ノ質問は、冒頭で「治安維持法ハ、初メテ去ル五十議會ニ提案セラレタ場合ニモ、私ハ委員ノ一人トシテ連日委員ト政府委員トノ間ニ質問応答ヲ重ネタノデアリマスケレドモ、未ダニ私ハ其解釈ノ内容ニ付テ幾多ノ疑義ヲ持ツテ居ル者デアリマス、殊ニ此度死刑ト云フモノヲ含ム案ニ改正サレマシテ、茲ニ是ヨリ適用サレルト云フコトニ付テハ、……其適用ノ内容ト適用ノ範圍ト云フモノヲ含メテ余程嚴格ニシテ置カナカツタナラバ、後日、之ヲ悪用サレルト云フ憂アルト云フ意味ニ於キマシテ、私ハ嚴格ナル意義ヲ是ヨリ御何致シタイト思フノデアリマス」ということを述べて進められた。質問の内容は、次のようなものであった。

「本法律ト天皇竝ニ皇室ニ関スル危害罪トノ關係」、「天皇ノ大権、此天皇ノ大権ヲ縮小スル或ハ制限スルト云フコトハ、矢張國體ノ変革ト云フ意味ニ入りマスカ」、「議院ガ議員ノ職權トシテ為シ得ルヤウナ、……適法ナ手段ヲ以テ建議ヲ為サルトカ、上奏為サルトカ、サウ云フ議員ガ為シ得ルコトヲスルコトハ問題ニナルカ」、「議院以外ノ者ガ軍備縮小、或ハ軍備全廢ヲ唱ヘル、……斯ウ云フ風ナコトニ對シテハドウ云フヤウナ御見解ヲ執リマスカ」、「憲法改正ヲ主張スル結社ナラバ、此法ノ適用ヲ受ケルノデスカ」、「憲法変更ノ場合ニ於テ、ドノ程度マデ國體變革ニ這入ルカ」、「土地國有、電氣國有、其他色々ノ事ヲ政党ガ掲ゲテ、而シテ之ヲ新主張トシテ今後日本ノ政治運動ヲシタナラバ其關係ト本法トハドウ云フコトニナリマスカ」

委員會の質疑について、比佐から「（治安維持法制定ニ係ル―引用者）連日ノ質疑応答ニ對シマシテモ、明確ナル觀念ヲ捉ヘルコトガ出来ナカツタノデアリマス」という指摘が繰り返しなされているが、これに対しても、政府委員からは「明確ニ御答スルコトハ甚ダ困難ナ問題デアルト思ヒマス」、「何回申上ゲマシテモ、同ジコトヲ

繰返スヨリ外ニ仕方ガアリナセヌ」等の答弁が繰り返されている。

政府としては、治安維持法と同様、その改正案についても、その構成要件があまりにも漠然としているために明確な解釈を提示することは困難で、また、柔軟な適用を確保するために議員が求めるような「厳格な解釈規準」を前もって提示することは得策でないと考えられたことによるものといえようか。

勝田の質問は「今回ノヤウニ臨時議會ヲ召集スル余裕ガアル場合ニ議會ヲ召集セラレテ之ヲ決スルト云フノガ、現在ノ立憲国ノ政情ニ於キマシテ、穩当且適切ナル處置デアルト私ハ信スルノデアリマスガ、政府ノ御所見ハ如何デアリマスカ」、「此緊急勅令ヲ御出シニナリマシタ結果、緊急勅令は如何ニ働キマシタカ」等というものであった。しかし、後者についても、政府委員からは「刑事法ノ目的ハ、犯罪ヲ防グノガ目的デアルト云フコトデアリマスガ、緊急勅令ガ出タガ、ドウ云フ効果ヲ生ジタカト云フコトハ、積極的ニ事実ニ依テ証明スルコトハ頗ル困難デアリマス」等と答弁されただけであつた。

ただ、勝田の質疑で見逃すことができないのは、「国體ノ変革ト云フコトハ、吾々トシテドウシテモ忍ブコトガ出来ナイ、又国體ヲ変革スルノニハ、合法的ノ方法ハナイト吾々ハ考ヘテ居リマス」という勝田の質問に対して、泉二政府委員が「只今御話ガアリマシタガ、憲法改正ナド、云フ適法ノ手段ガアレバト条件附デ申シマシタガ、恐クハ私共トシテハ、完全ニ斯ウ云フ意味ノ憲法改正ハナイモノデアルト確信シテ居ルノデアリマスガ」と答弁されている点である。たとえ政党（議員）がその政党（議員）活動として憲法改正の運動を行った場合であつたとしても、その政党（議員）も治安維持法の適用対象になると明言されているからである。このような政党（議員）活動に対する厳しい規制についても「護憲三派」等の受け止めは、それは無産政党等に向けられたものであつて、自党には「関係がない」というものであつた。この判断が過ちであつたことは後日、強烈な形で証明

されることになる。

内ヶ崎の質問で注目されるのは治安維持法の改正で新たに死刑が規定されたことについてである。次のように質問されている。

近代世界ノ最モ進歩シタル刑法学者ノ間ニ於テハ、死刑ヲ廃止スルト云フ方ニ意見ガ傾イテ居ルヤウデアリマス、殊ニ欧羅巴大陸ノ国々ニ於テハ、數十年前ヨリ死刑ヲ廃止シテ居ル所モアルヤウデアリマス、……我國ニ於テハ、殊ニ之ハ青年ノ運動デアリマシテ、労働者等ニ於キマシテモ、之ニ共鳴シテ居ル者ガゴザイマスケレドモ、主トシテ学校ニ關係ノアル青年ナドデゴザイマスカラ、或ハ藉スニ時日ヲ以テシマスナラバ、改過遷善ノ機會ガアルノデハナイカト思フノデゴザイマスガ、サウ云フコトヲ御考慮ニナリマシテ、此死刑ト云フ極刑ヲ御定メニナツタ譯デゴザイマスカ

しかし、この論点がそれ以上深められるということとはなかった。「此政策（死刑―引用者）ハ我国ノ刑政トシテ採用シテ居ルノデアリマスカラ、随テ本案ノ如キ事態ノ重大ナルモノニ對シテハ極刑ハ死刑マデ行クゾト云フコトガ、一番国民ヲ警戒スルニ適當ナモノデアルト考ヘテ居ルノデアリマス」という原司法大臣からの答弁に対し、内ヶ崎も「司法大臣ノ御説明デ、大體了解致シマシタガ、……」として引き下がったからである。

二三日の委員会は、水谷の質問でかなりの時間が費やされた。この質疑も斉藤のそれに匹敵する本質的なものであった。長くなるが、この質疑も紹介することにしよう。ポイントは次のようなものであった。

- 水谷委員 原司法大臣ノ治安維持法改正ノ理由ト致シマシテ、大體十ノ理由ヲ曩ニ挙ゲラレタト承ツテ居リマス、……此理由ハ所謂日本共産党ガ發シマシタ所ノ指令ノ文書ヲ材料ニシテ、斯ノ如ク推断サレタモノデアリマスカ、ソレトモ彼等ガ謂ウ所ノ大衆行動ニ現ハレタ所ノ諸結果ヲ総合シテ、斯云フ推断ヲ為サレタモノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒマス
- 原國務大臣 日本共産党及其系統ニ属スル者ノ發行シタ文書ニ依テ認メタノデアリマス
- 水谷委員 文書ノ上デ斯ウ云フコトガ現ハレテモサウ大シテ危険ヲ感ズルトハ思ハナイデアリマスガ、此點ニ關シテノ大臣ノ御所見ヲ承リタイト思ヒマス
- 原國務大臣 文書ニ依テ煽動ヲスルト云フコトハ実行運動ヲ促スコトデアリマスカラ、……之ヲ取締ラナケレバナラスト思ヒマス
- 水谷委員 其當時是等ノ文書ニ依テ大衆行動ガ起ル機運ガアツタト御察シニナツタノデアリマスカ
- 原國務大臣 彼等ノ煽動誘發ニ陥ツテ、國家ノ治安ヲ害スル者ガ増加シテ来ルト云フコトヲ見タノデアリマス
- 水谷委員 私ノ聞キマシタ所ニ依レバ、支那派兵ニ對スル反對運動デアリマスガ、……所謂水平社同人ノ青年闘士ト言ハレテ居ル人ガ二、三人、支那派兵反對ノビラヲ撒イタト云フニ過ギナイコトニナツテ居リマスガ、……其他ニ何カアツタノデアリマスカ、
- 原國務大臣 其浸透シタト云フ事實ガ發生スル前ニ事實ヲ防グコトガ必要デアリマス
- 水谷委員 治安維持法緊急勅令ノ制定理由トシテ挙ゲラレタ十ノ理由ハ、主トシテ文書ノ上ニ現ハレタモノデアルト承ツテ宜イデセウカ

- 水谷委員 当局ガ今種エラレテ居リマスヤウナ結果ガ我が日本デ発生スルト御考ニナルノデアリマセウカ
- 原国務大臣 彼等ノ活動ヲ看過スルコトハ容易ナラザル結果ヲ起ス虞ナシトセズト見タノデアリマス
- 水谷委員 日本共産党ガ出来タト云フコトヲ知りナガラ、モウ少シ見テ居テ……ト云フヤウナ態度ヲ取ツタト云フコトヲ聞イテ居リマス、……若シソレ程御心配ニナルナラモツト早く検挙シナケレバナラナカツタト思ヒマスガ、其點ヲ伺ツテ置キマス
- 原国務大臣 政府ハ甚ダ手振りデアツタカモ知レマセヌガ、(日本共産党ノ活動ヲ引用者) 全ク知ラナカツタノデアリマス
- 水谷委員 共産思想ガ這入ル余地ガアル程、現在ノ社会組織ニ関シテ何等カノ欠陥アリト大臣ハ御認メニナリマセヌカ、其點ヲ伺ヒマス
- 原国務大臣 如何ナル社会組織ニ於テモ欠陥ハアルト思フノデアリマス
- 水谷委員 サウ云フ国(亜米利加、英吉利―引用者)ニ於キマシテ、今日共産党ト云フモノガ嚴トシテ存在シテ居ルト云フ事実ニ関シテ、大臣ハドウ云フ御考ヲ懷イテ居リマスカ
- 原国務大臣 私ハ之ニ對シテソレ以上ニ御答スル必要ハナイト思フ
- 水谷委員 我が日本ニ共産主義運動ガ起リ、共産党ノ発生スル原因ガアルデアリマセウカ、アルトシタナラバ、ソレハドウ云フ點デアルカト云フコトヲ御説明願ヒタイ
- 原国務大臣 第三「インターナショナル」ノ影響ニ依ルモノト私ハ考ヘテ居リマス
- 水谷委員 共産運動ガドレダケノ害毒ヲ現在其国家ニ興ヘテ居ルカドウカ
- 横山政府委員 御質問ニハ中々御答スルコトガムズカシカラウト思ヒマス

○水谷委員 外国ニ於キマシテハ共産党ト云フモノガ所謂官許党トシテ認メラレテ居ル、少クトモ共産党ノ結社ニ這入ツタカラト云ツテ直グニ死刑ダ、直グ二十年ダ、直グニ無期ダト云フヤウニハナツテ居ナイ、……我
 国ニ於キマシテモ諸外国ト同様ニ、共産党ヲ公認スル方策ニ出ラレル意思ハナイカドウカト云フ點ヲ御尋致シ
 マス

○原国務大臣 政府ハ（共産党ノ公認ニハ―引用者）絶対ニ反対デアルト云フコトヲ御答スレバ足ラウト
 思ヒマス

○水谷委員 日本ノ今共産党ガ目標ニシテ居ルヤウナ目標、サウ云フヤウナモノハ到底実現出来ナイ、實現出
 来ナイガ故ニ吾々ハソレ等ノモノヲ直グ改メテ死刑ニシ、或ハ其他ノ嚴罰ヲ以テ臨ム必要ハナカラウト思フ
 デアリマス、其點ニ関シテ更ニ大臣ノ御答ヲ煩ハシタイト思ヒマス

○原国務大臣 実行出来ナイカラト云フ事柄ニ依テ取締ヲセナイト云フ譯ニハ行カヌノデアリマス

○水谷委員 結社ニ加入スル、結社ニ加入スルダケデハマダ思想ノ範圍デアツテ、実行ノ区域ニハ入ツテ居
 イ、サウ云フ者ヲ直グ死刑ニ處スルト云フヤウナコトニナレバ、……共産党ヲ組織シタリ、共産主義ヲ奉ズル
 ヤウナ連中ハ、……直グニ直接行動ニ出ルト云フヤウナ結果ニ私ハナラウト思フ

○原国務大臣 結社ハ即チモウ既に実行行動ニ入ツタ、此目的ヲ達スル第一歩ニ踏ミ込ンダ、……斯ウ云フコ
 トニナルモノト政府ハ見テ居ルノデアリマス

○水谷委員 若シ司法大臣ノ其御考ナラバ、ソレハ結社ヲ組織シ、細胞ヲ造リ、文書ヲ出サウ云フヤウナモ
 ノナラバ、別ニ治安維持法ヲ造ル必要ハナイ、出版法、新聞紙法、治安警察法其他ノモノヲ改正シテモ其目的
 ハ達スルト思フ

- 原国務大臣 貴方ノ御意見ハ初カラ治安維持法ハ全然要ラヌト云フ御意見デアリマシテ、私ノ意見トハ違フノデアリマスカラ、何度御回答ヲシテモ結局同ジコトニナルト思ヒマス
- 水谷委員 勿論無産政党ハ今日左翼、中間、右翼ト問ハズ、治安維持法ト云フモノニ絶対反対デアル、……併ナガラ苟モ一國ノ同ジ国民ヲ死刑ニ處スルト云フヤウナ場合ニ於テハ、治安維持法ナラ治安維持法ト云フモノヲ必要トシナイト云フ反対論ヲ、当該大臣二十分私ハ聴イテ貰フ必要ガアラウト思フ
- 水谷委員 共産主義ヲ奉ジナクテモ、所謂「ファシズム」ヲ奉ジタ団体ニ於テサウ云フ目的ニ出タ場合ニ於テ、所謂治安維持法トノ其關係ヲ御尋シタイ
- 原国務大臣 無論是デ罰スルノデス
- 水谷委員 ソレデハ(改正サレムトスル治安維持法第一條ノ「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」ハ―引用者)所謂俗ニ謂ハレテ居ル所ノ外郭ヲ取締ル所ノ規定ト解釈シテ宜イノデアリマスカ、如何デアリマスカ
- 泉二政府委員 サウ云フモノモ矢張此中ニ這入り得ルモノダト思フノデアリマス
- 水谷委員 共産党カラ「ベルト」ヲ掛ケラレテ、指令ヲ受ケテ働ラクト云ウヤウナ場合ニ、其大衆團體ハ此所謂結社遂行ノ為ニ行為ヲ為シタル者ト云フコトニ當嵌ルカドウカ、之ヲ何ヒタイ
- 泉二政府委員 共産党ノ指導ノ下ニ於テ、サウイウ行動ヲスル者ハ総テ此一條ニ這入り得ルモノト考ヘテ居リマス
- 水谷委員 単ニ影響下ニ置カレテ居ルト云フ言葉デ言ヒ表シテ宜イカ……
- 泉二政府委員 只今御質問ノヤウナ場合ガアレバ、ソレモ第一條ニ這入ルノデゴザイマス

○水谷委員 今日ノ所謂経済組織ニ於キマシテ、左翼ト名ケテ居ル者ハ、ソレガ労働組合運動デアラウト、政党運動デアラウト、必ズ若干ノソレゾレノ程度ニ於ケル所ノ共產主義ノ理論、共產党ノ影響ト云フモノヲ必ズ受ケテ居ル、……サウ云フヤウナ者ヲ認定ノ上デヤツテ来タ場合ニハ、左翼団体ハ一日モ存在スルコトハ出来マセヌ、全部引掛カル、私ガ本会議ニ於テ治安維持法ト云フモノハ、名ヲ共產党征伐ニ藉リテ、実ハ左翼運動ヲ征伐スルモノデアルト言ツタノハ此處デアリマシテ、ソレガ今泉ニ政府委員ノ答弁ニ依テ明ニサレタ、……ソレデモ宜イノデサウカ

○泉ニ政府委員 推定デハ無論イケマセヌ、……明白ニサウダト云フ証拠ガ上リマシタナラバ、法ハ処罰シナケレバナラヌノデアリマス、一日モサウ云ウ団体ノ存在ヲ此法律ハ認メルコトガ出来ヌノデアリマス、

○泉ニ政府委員 只今ノ左翼運動ノ総テヲ弾圧スルコトニナリハセヌカト仰ルケレドモ、サウハナナイト申上ゲテ宜シ(ママ)イト思フノデアリマス

○水谷委員 大體共產党ガ公認サレナイ場合ニ於テ、共產党ト左翼運動トノ関係ト云フモノハ、二通りアラウト思フノデアリマス、……サウ云フ場合ニ於テ、此問題ノ結社ノ目的遂行ノ為ニ或ル行動ヲ為シタル者ト云フノハ、其何レニ該当スルノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒマス

○泉ニ政府委員 ソレハ各場合ニ付キマシテ、……具体的ノ事実ニ付テ判断シテ、ソレニ依テ治安維持法ノ適用ガアルカ否カラ決スルト云フコトヲ申上ゲルヨリ外ニハ説明ノシヤウガナイト思フノデアリマス

○水谷委員 私ハ原則トシテ一ツノ問題ヲ提起シタノデアリマス、從テソレニ對スル答弁ハ矢張原則ノ答弁デナケレバナラナイ、各場合ヲ予想スレバ、左翼団体バカリデハナイ、右翼団体モ治安維持法ニ引掛カリ、中間団体デモ治安維持法ニ引掛カリマス

- 泉二政府委員 共産党ヲ意識シテ、サウシテ同ジ其「ベルト」ヲ掛ケテ行動スル團體ハ治安維持法ノ適用ヲ受ケル、サウ云フ意識ノナイ團體ハ治安維持法ノ適用ニハ掛ツテ居ナイト、斯ウ云フコトニ申上ゲテ宜カラウト思フ
- 水谷委員 今度新ニ改正サレルト云フ法律ニ於テ共産党ノ外郭ト云フモノガ罰セラレル規定ハ始メテ出来ルノダト私ハ思フ、所ガ此度ノ日本共産党事件ノ裁判ヲ見マスルト、黨員以外ニ多クノ外郭団体ト称セラレテ居ル人ガ罰セラレテ居ル、……其法的根拠ハ何處ニ在ルカト云フコトヲ御尋致シマス
- 泉二政府委員 是ハ申上ゲル必要モナイコトデアリマセウ、……勅令發布前ニ於テハ、ソレ等ノ行動ハ二條三條ニ當ルモノデアルト解釈シテ宜カラウト思フテ居ル、裁判所モ多分其意味ニ於テ法律ヲ適用シテアルダラウト思ヒマス
- 水谷委員 協議トカ煽動トカト云フヤウナモノハ私ハドウシテモ當ラナイト思フガ、ソレガドンドン罰セラレテ居ル、サウ云フコトニ對シテドウ云フ御考ヲ持ツテ居ラレルカ
- 水谷委員 地方ノ所謂黨員ダケヲバ独立シテ分離裁判ノ下ニ罰スルト云フヤウナコトハ實際可能ナモノカドウカ
- 泉二政府委員 ソレハ法律上少シモ差支ナイコトデアリマス
- 水谷委員 萬世一系ノ天皇ノ完全ナ統治權ニ對シテ兎角ノ批判或ハ實質的ニ兎角ノ變動ヲ企テムシタ者ハ、總テ全部治安維持法第一條ニ引掛カルト解釈シテ宜シウゴザイマスカ
- 泉二政府委員 今新シク御答ヲスルコトハナイノデアリマス
- 水谷委員 治安維持法ノアノ私有財産制度ト云フ概念ト、是マデ我日本ノ法制ニ現ハレタ所ノ所有權ト云フ

概念ト、ドウ云フ工合ニ違ツテ居リマスカ

○泉二政府委員 既定ノ法律デ認メテアル觀念デアリマスカラ、然ルベク何卒水谷君達ノ方ニ適當ナル解釈ヲ一ツ興ヘテ下サレバ宜イダラウト思フノデアリマス

○泉二政府委員 色々ノ法律ニ非常ナ難解ノ所ガアル、其難解ノ所ハ、ドウモ政府委員ト雖モ難解デ、ハツキリ何レデアルト云フコトヲ御答スルコトガ出来ナイコトモ随分アルダラウト思ヒマス、併シ法律ニナツテ居ル事項デアリマスレバ、ソレハ帝国議會デ以テ、是デ分ルモノトシテ出来テ居ルノデアルカラ、其程度デ満足シテ貰ウコトガ適當デアルト思フノデアリマス

○水谷委員 既成政党ノ人々トハ比較ニナラヌ程、密接ナル關係ニ置カレテ居ル所ノ無産黨議員団ガ在ル、其背後ニハ多クノ無産大衆ガ在ルト云フコトヲ御考慮ヒマシテ、モウ少シ慎重ナル御答弁ヲ願ヘレバ幸福ダト思ヒマス

○泉二政府委員 実ニムヅカシイ問題デアリマスカラ、今茲デ私共ガ意見ヲ申上ゲタ所ガ、御満足ヲ得ルヤウナコトニハナルマイ

○水谷委員 現在ノ私有財産制度ノ中、生産手段ダケヲバ、包括的ニ全部国有ニスルト云フ運動ヲ起シ、サウ云フ制度ヲ作ルト云フ實際運動ヲ起スト云フノガ、治安維持法ニ引掛カルカドウカ

○泉二政府委員 (適法ナル手段ヲ以テ引用者) 若シサウ云フコトガ出来ルトスレバ、……サウ云フモノハ犯罪ニナラナイ

○水谷委員 何故モウ一段進ンデ御親切ニ、此法文中ニ暴力トカ何トカ云フ文字ヲ附加ヘナイノデアリマス
カ

○泉二政府委員 近頃ノ立法ト致シマシテハ、……ソシナ文字（不法ト云フ文字―引用者）ハ使テ居リマセヌ、矢張刑法三十五條ノ適用ガアルト云フコトハ明白ト思フ

○水谷委員 此度共産党事件ガ勃發サレマシテ、其中ノ有力ナル被告或ハ数カラ言ツテモ学校關係竝ニ学生ガ非常ニ多カッタト云フコトデアリマスガ、其事実ニ関シテ山崎氏（文部政務次官―引用者）ハドウ云フ御考ヲ持ツテ居ラレマスカ

○山崎（達之輔）政府委員（文部政務次官） 是ハ誠ニ痛嘆スベキ事デアルト思ヒマス

○水谷委員 頭ノ良イ所ノ多クノ学生ガ、運動ニ従事スル原因ガ何處ニアルト御考デアリマスカ

○山崎政府委員 従来考ヘテ居リマス態度トハ少シ態度ヲ變ヘマシテ、御承知ノ通りニアノ事件以後大学ノ教官等ニ對シマシテ、若干ハ辭職ノ結果ヲ見ルト云フコトニ相成ツタノデアリマス

○山崎政府委員 京都大学デ申シマスレバ、社会科学研究会、東京大学デハ新人会、斯様ナモノニ對シテハ解散ヲ命ジタノデアリマス

○水谷委員 私等ハ寧口大学ニ於テハ「マルクス」主義ヲ信奉スル学者ガアツテモ宜イ、或ハ其他反動的ノ学者ガアツテモ宜イ、ソレ等ヲ全部大学ニ集メテ、サウシテ自由ニ学生ニ講義セシメ、学生ヲシテ自由ニ選択セシメル方ガ寧口学生ヲシテカラニ正シキ道ヲ歩マス所以デアラウト思ヒマス、……大学ヲ出レバ失職スル、却テソレデハ今ノ是等ノ大学生ガ「パン」ヲ求メテ斯ウ云フ運動ニ這入テ来ルト云フコトハ、常識カラ考ヘテモ可ナリアルベキコトダト思フ、……大学卒業生ノ特權ガ殆ド剥奪サレタヤウナ現在ノ社会状態ニ於テハ、能ク其事情ニ応ジ色々研究シ、其原因ガ奈邊ニアルカト云フコトヲ研究サレル為ニハ、左傾教授モ宜イ、右傾教授モ宜イ、反動教授モ宜カラウ、サウ云フ者ニドンドンヤラセルノガ、寧口斯ウ云フ現象ヲ除クニ宜イト思フガ、

之ニ関シテ山崎サンノ御説明ヲ願ヒタイ

○山崎政府委員 貴方ノ御考ト私共ノ考トノ間ニハ、相当ノ距離ガアルノデアリマス

○水谷委員 大学ノ教授ノ中ニハ、共產主義以外ニ「フアシズム」ト申シマスガ、一種ノ反動思想ガアツテ、
……實際運動ヲ可ナリヤツテ居ル、サウ云フ現状ニ對シテ、文部當局ハ眼ヲ閉ツテ居ラレルノデアリマスガ

○山崎政府委員 思想ガ右ナルガ故ニ、乱暴狼藉ヲヤツテモ之ヲ看過スルトカ、或ハ之ヲ奨励スル、左様ナ考
ハ毛頭持チマセヌノデアリマス

○水谷委員 今文部省デ各大学新聞ノ調査ヲ秘密裏ニヤツテ居ラレルト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、ソレニ
ハ何カ根拠ガアルノデアリマスガ

○山崎政府委員 私ハ知りマセヌガ、……能ク其邊ハ調べテ置キマス

○水谷委員 本年モ或ル帝国大学デハ左傾思想ニカブレテ居ル者ノ入学ヲ全部拒否スルト云フ決議カ（ママ）
申合セヲシタト云フコトデアリマスガ、本当デアリマセウカ

○山崎政府委員 本人ノ人物其他ニ付テ考査ラスルト云フコトハ、是ハ一向私共差支ナイコト、思フノデアリ
マス

概要、このような質疑であったが、留意しなければならないことの第一は、これによって「共産党の外郭団体」の取締り、あるいは水谷の表現を借りれば「名ヲ共産党征伐ニ藉リタ左翼運動ノ征伐」という法改正の意図がより明らかになったという点である。「ソレデハ（改正サレムトスル治安維持法第一條ノ「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」ハ―引用者）所謂俗ニ謂ハレテ居ル所ノ外郭ヲ取締ル所ノ規定ト解釈シテ宜イノデアリ

マスカ、如何デアリマスカ」、「単ニ影響下ニ置カレテ居ルト云フ言葉デ言ヒ表シテ宜イカ……」等という水谷の質問に対して、泉二から、「只今ノ左翼運動ノ総テヲ弾圧スルコトニナリハセヌカト仰ルケレドモ、サウハナラナイト申上ゲテ宜シ(ママ)イト思フノデアリマス」と二応、断りが入れられているものの、「サウ云フモノモ矢張此中ニ這入り得ルモノダト思フノデアリマス」、「只今御質問ノヤウナ場合ガアレバ、ソレモ第一條ニ這入ルノデゴザイマ」等と答弁されているからである。

留意しなければならないことの第二は、政府には改正法律案中の法文の非常に抽象的で曖昧な概念を限定解釈しようというような態度は少しも伺われないという点である。むしろ「開き直り」「議會への責任転嫁」のような答弁が繰り返されている。その典型例は、「色々ノ法律ニ非常ナ難解ノ所ガアル、其難解ノ所ハ、ドウモ政府委員ト雖モ難解デ、ハッキリ何レデアルト云フコトヲ御答スルコトガ出来ナイコトモ随分アルダラウト思ヒマス、併シ法律ニナツテ居ル事項デアリマスレバ、ソレハ帝國議會デ以テ、是デ分ルモノトシテ出来テ居ルノデアルカラ、其程度デ満足シテ貰ウコトガ適當デアルト思フノデアリマス」、「ソレハ各場合ニ付キマシテ、……具体的ノ事実ニ付テ判断シテ、ソレニ依テ治安維持法ノ適用ガアルカ否カラ決スルト云フコトヲ申上ゲルヨリ外ニハ説明シヤウガナイト思フノデアリマス」等といった答弁である。

留意しなければならないことの第三は、それ故、「問答無用」式の答弁が目につくという点である。「既成政党ノ人々トハ比較ニナラヌ程、密接ナル關係ニ置カレテ居ル所ノ無産黨議員団ガ在ル、其背後ニハ多クノ無産大衆ガ在ルト云フコトヲ御考慮ヒマシテ、モウ少シ慎重ナル御答弁ヲ願ヘレバ幸福ダト思ヒマス」と委員から懇願されているにも関わらず、「貴方ノ御意見ハ初カラ治安維持法ハ全然要ラヌト云フ御意見デアリマシテ、私ノ意見トハ違フノデアリマスカラ、何度御回答ラシテモ結局同ジコトニナルト思ヒマス」、「今新シク御答ラスルコトハ

ナイノデアリマス」、「貴方ノ御考ト私共ノ考トノ間ニハ、相当ノ距離ガアルノデアリマス」、「実ニムツカシイ問題デアリマスカラ、今茲デ私共ガ意見ヲ申上ゲタ所ガ、御満足ヲ得ルヤウナコトニハナルマイ」等と答弁されている。

二三日の委員会では、その他、齊藤、中谷、勝田、内ヶ崎、宮古啓三郎⁽⁴¹⁾の各委員からも質問が出された。そのうち、齊藤の質問は「司法省ノ政府委員ニ、條文ノコトニ関シテ御伺ヒ致シマス」というものであった。また、内ヶ崎の質問も「文部當局ニ於テハ斯ル問題ヲ如何ニシテ刺激セラレ、或ハ助長セラレントスルヤウナ御考ハ持ツテ御出ニナルノデアリマスカ」等というものであった。

政府の側から質問したのは宮古で、「十分ニ生徒ノ頭ニ国體ノ根本ヲ叩込ンデ行クコトニ全力ヲ注グノガ最モ必要ナル途デハナイカト思フノデアリマス、……小学校時代カラシテ、生徒ニ對スル精神ノ教育ヲ進メテ、日本ノ国體ト忠孝ノ道ヲ十分ニ教ヘテ行クト云フコトノ遣方ヲバ如何様ニ為サレテ居リマスカ」等と述べた。⁽⁴²⁾

二六日の委員会では、齊藤、斯波貞吉⁽⁴³⁾、内ヶ崎、横山勝太郎が質問に立った。

齊藤の質問は、「治安維持法及緊急勅令第一條ト同様ノ外国ノ立法例ガアルノデアリマスカ、若シアルト仰セラレラバ、何處ニ在ルノデアリマスカ」、「斯ウ云フモノガスツカリ検査セラレタ以上ハ、モウ既ニ目的ガ達セラレテ居ルノデアリマシテ、治安維持法緊急勅令ト云フモノハ維持セラレル必要ガナイト思ヒマスカ、ソレハドウデアリマスカ」、「思想警察特別警察ト云フヤウナモノモ、……サウ云フモノガドウ云フ方法ニ依テ活動シテ居ルカト云フヤウナコト、竝ニ之ニ関連スルコトニ付テ内務省ガ執ツテ居ラレマスル所ノ行動ニ付テ御説明ヲ聴クコトガ出来マスカ、都合ガ宜イノデアリマス」等というものであった。

横山の質問は、「此ノ赤化ノ大陰謀ト称スル計画（今朝ノ新聞ニ出テ居リマスル不穩文書ノ頒布事件―引用者）⁽⁴⁴⁾

ハ、……日本共産党ニ、如何ナル關係ヲ持ツテ居ルモノデアリマスカ、若シ日本共産党ニ關係ナキモノトスレバ、如何ナル方面カラ計画セラレタ陰謀デアリマスカ」、「国體觀念ヲ鞏固ニシ、ソレカラ国體觀念ノ涵養ヲスル其方針ハ何処ニ在ルカト云フコトヲ聴クコトガ出来レバ結構ダト思ヒマス」、「共産党ノ行動ト云フモノハ、而モ思想的ニ日本ノ国體ヲ破壊シ、思想的ニ日本ノ国家ヲ亡サントスルモノデアアル、……斯ノ如キ事ニ付テ総理大臣トシテ、又外務大臣トシテ、ドウ云フヤウナ御考ヲ持ツテ居ラレルノデアリマスカ、又過去ニドウ云フ行動ヲ執ラレタノデアリマスカ」等というものであった。

内ヶ崎の質問は、⁽⁴⁸⁾「此緊急勅令ガ枢密院ノ承認ヲ得マシタ時ニ、枢密院ガ條件ヲ出シテ来タト云フコトガ主ナル新聞ニ漏レテアルノデアリマス、……内務大臣ハ如何ニ御考ヘニナルノデアリマスカ」、「現政府ノ取締リハ言論ニ對シテハ餘リニ嚴重デアツテ、著述ノ方ハ至ツテ寛大ノヤウニ見受ケルノデアリマシテ、其間ニ統一ガナイヤウニ思フノデゴザイマスガ、内務大臣ハ如何ニ御考ニナツテ居リマスカ」、「(特別高等警察機關ノ充實拡張ノ結果―引用者) 不必要ナ或ハ取調ヲスルトカ、捜査ヲスルトカ云フヤウナ行動ニ出テハシナイカ」、等というものであった。

斯波の質問は、⁽⁴⁹⁾「先日來司法省当局其他ノ当局ノ方々ノ御話ヲ謹聴シテ居ツタノデアリマスルガ、マダ私ヲシテ此緊急勅令ノ必要ダト云フ理由ニ付テ首肯スルニ足ルダケノ御説明ヲ得テ居リマセス、ソノ故ニ更ニ私ハ御尋致シタイト思フノデアリマス」、「其本當ノ目的カラ申シマスレバ、過激思想ノ撲滅デアルトカ、或ハ赤化思想ヲ一掃スルトカ云フコトガ其目的デアラウト思フノデアリマス、然ルニ此案ヲ見マシテモ、又緊急勅令ガ發布セラレテカラ以後ノ経過ヲ見マシテモ、私ハ却ツテ此過激思想ヲ挑発シタリ、或ハ刺激スルヤウナ事實ガアリハセヌカト思フノデアリマス」、「斯様ナ者ヲ嚴刑ニ處スルト云フコトガ、却ツテサウ云フ思想ヲ拡ゲルヤウナ原因ニナ

ツテ来ルノガ殆ド何レノ場合ニ於テモサウデアアルヤウニ思フノデアリマス」という観点からのものであった。思想善導ニ関する施設についても質問されており、「凡チ今日ノ学校教育ト云フコトガ、唯詰込主義注入主義ノ教育ニ傾キマシテ、教育ト云フコトガ人ヲ造ルコトデアアル、造士教育デアルト云フコトヲ餘リ注意セラレナカツタ結果ガ、今日ノヤウナ危険思想ヲ多ク誘致スルヤウニナツタモノデハナイカト考ヘラル、ノデアリマス」等と述べられている。

二八日の委員会では、斉藤、原夫次郎の各委員から質問がなされた。斉藤の質問⁵⁰は次のようなものであった。

英吉利ニ於キマシテモ、支那ニ於キマシテモ、露西亜ノ赤化宣伝ニ付テハ、是ダケノ行動ヲ執ツテ居ルノデアリマス、然ルニ単リ我国ニ於キマシテハ、……今日ニ至ル迄黙認シテ居ル、……日本臣民ニ向ツテ苛酷ナル法律ヲ作りナガラ、其策動ノ根本デアリマスル所ノ露西亜ニ向ツテハ、利キ目ノアル所ノ一指ヲモ染メルコトモ出来ヌト云フニ至リマシテハ、吾々日本臣民トシテ今日看過スル譯ニハ參ラナイノデアリマス

国民思想ヲ善導スル上ニ於キマシテモ、諸々ノ施設ヲ致サレタト云フコトデアアル、……併シ是等ノコトハ……大體ニ於テハ極メテ一少部分デアリマシテ、是レ位ノ小刀細工デ滔々トシテ流レ出ル所ノ、此国民思想ノ大傾向ヲバ防ギ止メルコトハ出来ナイト思ヒ、……之ニ對シテ総理大臣ハドウ云フ考ヲ持ツテ居ラレルカ

巨額ナル所ノ国費ヲ無益ナル方面ニ濫用シテ、是ガ為ニ一方ニ於キマシテハ、多数ノ国民ノ生活ヲ保障スル所ノ、所謂社会政策ト云フモノハ少シモ行ハレヌノデアリマス、……是デハ国民ノ思想ガ悪化セザルヲ得ナイ、……悪化スルノガ当然デアルト思フ、……此際ニ於テ政府モ政党モ思切ツテ徹底的ノ處置ヲヤル必要ガアルト私ハ思ヒマスガ、之ニ関スル総理大臣ノ御所見ハ如何ナモノデアリマセウカ

原夫次郎の質問も斉藤と同様、「司法当局ト致シテハ、此策源地ノ方面ニ向ツテ何カ抜本塞源ノ方策ヲ講ゼラレタコトガアルカ否カ、此點ヲ御伺致シテ置キマス」等というものであった。

この原の質問中に、宮古委員から質疑打ち切りの動議が出され、賛成多数で質疑は打ち切りとなった。午後の委員会では、討議に移った。勅令に事後承諾を与えることに賛成の討論を展開したのは宮古であった。これに対し、原夫次郎、水谷は反対の討論を行った。原の反対理由は次のようなものであった。

先ズ大體本案ハ憲法違反ノ勅令デアルト云フコトガ第一ノ理由デアリマス、次ニ第二ハ刑罰法規トシテノ勅令ノ内容ガ、甚ダ不都合ナ點ガ多イト云フコトデアリマス、第三ト致シマシテハ、此勅令ナルモノハ、現今ノ我が社会ノ状態其他現行法等、総テ百般ノ事物ニ涉ツテ觀察致シマスト、極刑ヲ科スル所ノ此法案制定ニ関シ、現内閣ノ執リタル政策ガ誤ツテ居ルト云フコトデアリマス、第四ノ理由ト致シマシテハ、現内閣ガ口ヲ極メテ本案制定ノ必要已ムヲ得ザル理由ハ、露西亞ノ第三「インターナショナル」ガ根本デアアル（ト謂フー引用者）、……然ラバ是ハ国内法ニ於テノ嚴罰ダケデ此犯罪ヲ制禦シヤウト云フコトハ、是ハ殆ド不可能ナコトデナケレバナラス、……唯国内法ダケデ嚴罰主義ニ依テ此犯罪ヲ制禦シヤウト云フ、斯ウ云フ現内閣ノ方針ノ様デアリマス、是ハ洵ニ間違ツタ考デアツテ、……是ガ第四ノ理由デアリマス

また、水谷の反対理由⁵²⁾は次のようなものであった。

吾々ハ本案ヲ以テ単ナル憲法違反デアルト云フヤウナ「ブルジョア」的ナ形式論ニ於テ、本案ニ反対スル者

デハアリマセヌ、……モツト深い所ノ実質論ノ上ニ於テ立ツテ居ルノデアル、……治安維持法緊急勅令ノミナラズ治安維持法其モノサヘモ廃止シナクテハナラナイト云フ批判的ナ立場ニ於テ、吾々ハ本案ニ絶対的ニ反対スル者デアリマス

若シ現内閣ガ此共産党ヲ憂ヘ、共産主義ヲ憂ヘルナラバ、彼等ガ為スベキ最初ノ施設ハ何デアラウカト言ハバ、ソレハ労働者ノ為ニ徹底シタル労働組合法ヲ興ヘル事デアル、労働者ノ為ニ團結権、罷業権ヲ興フル事デアル、小作人ニ耕作権ヲ興フル事デアル、或ハ小商人、或ハ安月給取、其他、有ユル秘圧迫民衆ノ為ニ、モツト思切ツタル社会政策ヲ施ス事デアル

社会進化ヲバ極メテ滑カニ、極メテ自然ニ、此社会進化ノ過程ヲ辿ラシムル事ガ吾々人類ノ上ニ課セラレタル最高ノ義務デナケレバナラス、即チ社会進化ニハ血ヲ見ル所ノ進化ト、血ヲ見ナイ進化トガアル、而モ其社会進化ヲシテ、血ヲ伴ハシムル所以ハ、時ノ支配階級ノ出方如何ニ依テ決マルト云フ事ヲ経済学者ハ一様ニ説ヒテ居ルノデアル

吾々ハ過度期ノ日本ヲシテ、過度期ノ世界ヲシテ、社会進化ノ正常ナ道ヲ歩マシメヤウトスルナラバ、吾々ハ斯ウ云フ嚴罰主義ニハ絶対的ニ反対シナケレバナラナウ

今日緊急勅令ヲ作り、一方ニ於テハ無産階級ヲ政治上、法律上極度ニ押ヘ付テ居ケル、サウシテ彼等ニハ何等ノ生活安定ヲ興ヘナイ、サウ云フ反動政治ノ結果ハダウ云フ事ニナルカト云フコトヲ吾々ハハッキリ知ラナケレバナラナイ

吾々ハ如上ノ階級的立場、如上ノ実質的立場ニ於テ此治安維持法緊急勅令ニ反対スル者デアル

牧野賤男委員⁽⁵³⁾から討論終結の動議が提出され、賛成多数で討論は終結となった。採決の結果、一票の差で、「本案ハ承諾ヲ興フルコト」に決せられた。

衆議院本会議

この旨の委員長報告は三月二日の衆議院本会議で行われ⁽⁵⁴⁾、これを受けて、質疑、討論がなされた。質疑では、原夫次郎、小俣政一の両議員から質問があった。いずれも厳しいもので、原の質問は「只今議題ニナツテ居ル緊急勅令ナルモノハ、現内閣ガ政略ノ為ニ斯ノ如キ勅令ヲ発セラレタモノデアルト云フコトハ、今日稍、明ニナツテ居ルコト、思フノデアリマス、……詳細ナル御答弁ヲ願テ降壇スル次第デアリマス」等というものであった。また、小俣の質問も、「金力ト権力ト暴力ハ跋扈跳梁シテ、議員ハ誘拐サレ、或ハ其身辺ヲ脅カサレテ居ルノデアル、……捜査機関ノ第一線ニ立ツ所ノ警察機関ハ警視廳ヲ初トシテ、全国ノ警察機関悉ク頼ムニ足ラズトセバ、国家ノ治安ハ何レニ依テカ求メラレルデアリマセウカ、……司法権ノ威信ガ疑ハレ、検事局ノ政党化ガ叫バレルニ至ツテハ、国民ノ自由ト権利ハ何レニ依テ保障サレルノデアラウカ、斯ノ如キ状態ニモ拘ハラズ、政府ハ唯本法ノ制定ニ依テ治安ヲ維持シ得ルト思ハレルノデアラウカ」等というものであった。

その後、討議に移ったが、討議では、斉藤隆夫、内ヶ崎作三郎が反対の、そして、宮古啓三郎が賛成の討論を行った。斉藤の反対理由⁽⁵⁷⁾は概要、次のようなものであった。

先般委員長ガ報告セラレマシタ如ク、委員会ニ於キマシテハ、一票ノ多数ヲ以テ承諾ヲ興フベキト決定致シ

マシタケレドモ、本員ハ委員会ノ決議ニ反対シ、承諾ヲ興フベカラズト主張スル者デアリマス、吾々ガ本案ノ審議ヲ為スニ方リマシテ、主トシテ攻究スベキ問題ハ憲法上ノ觀察デアリマス、勅令ノ内容ニ付キマシテモ意見ハゴザイマスケレドモ、是ハ今日論ズルノ必要ハ認メマセズ、……既ニ吾々ハ三年以前ニ治安維持法ニ協賛ヲ興ヘマシテ、斯ノ如キ犯罪者ニ對シテハ相当嚴刑ヲ以テ之ニ臨ンデ居ルノデアリマス、故ニ問題ハ此種類ノ犯罪者ヲ罰スルカ罰シナイカト云フコトデハナイ、如何ナル立法手續ニ依ツテ、又如何ナル程度ニ於テ之ヲ罰スルノカ、国家社会ノ大局ヨリ見テ適當デアルカ、之ガ意見ノ岐ル、所デアリマス

憲法上ヨリ見レバ、此緊急勅令ハ確ニ憲法違反デアリマス、……緊急勅令ヲ發布セネバナラヌ所ノ事態ガ起ツテ来タトハ、天下何人ト雖モ想像スルコトハ出来ナイノデアアル、……此位ナ事情ガ因ニナツテ公共ノ安全ガ危殆ニ陥リ、緊急勅令ヲ發布シテ十年ノ體刑ヲ一躍シテ死刑ト改ムルニアラザレバ、之ヲ予防スルコトガ出来ナイト云フコトハ、是亦何人ト雖モ想像スルコトノ出来ルコトデハナイノデアリマス、……緊急勅令ヲ發布シテ、所謂武装ヲシテ御大典ヲ挙行シタト云フニ至ツテハ、實ニ国民ヲ侮辱スルモ亦甚ダシイモノデアリマス

政府ガ緊急勅令ヲ發布シタル理由トシテ述ブル所ノ根拠ハ極メテ淺薄デアリマシテ、吾々ヲ承服セシムルニ足ルモノハ一ツモ無いノデアリマス、

政府ハ議會ノ延長ヲ奏請シナクテハナラヌニ拘ラズ政府ハ此手續ヲ誤ツタト云フコトハ、何ト言ツテモ政府ノ過チデアリマス、……然ルニ政府ハ第一ノ過チニ懲リズシテ、更ニ第二ノ過チヲ為シテ居ル、ソレハ……臨時議會ヲ召集シナカッタコトデアリマス、……臨時議會ヲ召集スル余裕アルニモ拘ラズ之ヲ召集セズ、而モ日本ノ立憲政治始ツテ以来未ダ曾テナイ所ノ、緊急勅令ヲ發布シテ日本臣民ヲ死刑ニ處スル法律ヲ作ルニ至ツテハ、何ト言ツテモ誠意ヲ以テ憲法政治ヲ運用シ、国民ノ自由權利ヲ尊重スルモノトハ思ヘナイノデアリマス、

斯ノ如キ次第デアリマスニ依テ、此勅令ハ何レノ點ヨリ見テモ、憲法違反デアリマス、即チ第一ハ公共ノ安全ヲ保持スルト云フ要件ヲ缺イテ居ル、第二ニハ緊急ノ必要ト云フ要件ヲ缺イテ居ル、第三ニハ臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テハ臨時議會ヲ召集スベシト云フ憲法第四十三條ノ規定ヲ蹂躪シテ居ル、斯ノ如ク緊急勅令ハ徹頭徹尾憲法違反ノモノデアリマスニ依テ、吾々ハ之ニ向ツテ承諾ヲ與フベキモノデハナイト云フデアリマス

刑罰ノ目的ハ犯罪者ヲ苦メルニアラズシテ、犯罪者ノ身体ヲ保護シ、犯罪者ノ精神ヲ教養シ、犯罪者ノ人格ヲ向上セシメテ、以テ一般ノ國民ト共同ノ生活ヲ出來ルヤウニスル、是ガ刑罰ノ目的デアルト、……是ハ決シテ原司法大臣獨特ノ説デハナイガ、本員ハ固ヨリ之ニ賛成スルデアリマス、然ルニ犯罪者ニ向ツテ死刑ヲ科スル、一度人ヲ殺シタナラバ、刑罰ノ目的ト云フモノハ、全然達スルコトガ出來ナイデアリマス、人ヲ死刑ニ處シタ後ニ、其人ノ身体ヲ保持スルコトハ出來ナイ、其人ノ精神ヲ教養スルコトハ出來ナイ、其人ノ人格ヲ向上セシムルコトハ出來ナイ、其人ヲシテ一般ノ民衆ト共同生活ヲ為サシムルコトハ出來ナイデアアル、故ニ立法ハ濫ニ人ヲ殺ス所ノ法律ヲ作ルヘカラス、況ヤ立憲政治ノ下ニ於キマシテ、國民ノ代表ノ承諾ヲ得ズシテ殺人法ヲ制定スルガ如キハ、政府トシテ大ニ警メナケレバナラヌデアリマス、……明治大帝ノ御製ノ中ニ於テ斯ノ如キモノガアル「罪アラバ我ヲ咎メヨ天津神民ハ吾身ノ生ミシ子ナレバ」今日ノ政府当局者ノ、此聖旨ニ對シテ何ノ面目ガアルカ、……明治大帝ノ御聖旨ニ反イテ日本臣民ヲ殺ス所ノ法律ヲ作ル、政府ノ為ス所實ニ言フニ堪ヘナイデアリマス

茲ニ本案ニ對シテハ最モ明白ニ不承諾ノ意思ヲ表示スルモノデアリマス

他方、内ヶ崎の反対理由⁽⁵⁸⁾のうち新規の部分は死刑に関してで、「例へば犯罪者ガ此緊急勅令ニ触レマシテ、死

刑ノ宣告ヲ受ケタト仮定致シマス、而シテ此緊急勅令ハ、若シ次ノ議會ニ於テ承諾ヲ得ルコトガ出来ナケレバ、其効力ヲ失スルト云フノデアリマス、……一旦死刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ、次ノ通常議會ニテ承諾ヲ得ルカ得ナイカ分ラナイ所ノ法律ノ為ニ、或ル場合ニ依テハ其生命ヲ失スルト云フヤウナコトニナルカモ知レナイノデアリマス、ソコデ死刑ヲ含ミマスル所ノ法規ハ、緊急勅令ニ依ラズシテ、矢張臨時議會ヲ召集致シマシテ、帝國議會ノ協賛ヲ得ルコトニスル方ガ萬善ノ作ナリト考ヘルノデアリマス」というものであった。

三月三日の衆議院本会議では、政友会と民政党の間で小競り合いが生じ、内ヶ崎の討論も、議長からの度重なる「静粛ニ」の要請にもかかわらず議場が騒然とするなかでしばしば中断を余儀なくされ、遂には討論打ち切り、散会ということになった。緊急勅令の採決は次回に持ち越された。

採決がなされたのは三月五日の本会議であったが、同五日の本会議では、採決に先立って討論が續行された。反対討論を行ったのは内ヶ崎、水谷で、真鍋勝、名川侃は賛成の討論を行った。内ヶ崎の反対討論⁵⁹は、三月二日の本会議における反対討論が途中で打ち切られたことから、続きの反対討論を行ったものである。外交関係、社会問題、国体論から次のように説かれた。

現政府ハ一方ニ於テ赤化宣伝ヲ防止シテ居リマスケレドモ、他方ニ於テハ却テ之ヲ刺激スルガ如キ立場ニ立ツテ居ルト云フモノデアリマスルガ故ニ、単ナル治安維持法ノ改正ニ依テノミ赤化宣伝ヲ根本的ニ絶滅スルト云フコトハ、不可能ノ事デアルマイカト思フノデアリマス

次ニ第五十五議會ニ於テ院議トナリマシタ所ノ思想国難決議ニ関スル決議案ニ對シマシテ、現政府ハ果シテ誠意ヲ示シテ居ルヤ否ヤト云フコトヲ調べテ見タイト思フノデアリマス、……共産党事件ニ對シ政府ガ刑罰ノ

ミヲ以テ臨ムハ不可ナリ、宜シク其環境ヲ改善スルノ途ヲ講ゼラルベカラズト、神聖ナル院議ヲ以テ決定シテ居ルノデゴザイマス、……然ルニ是等ノ決議ニ對スル政府ノ態度ハ、果シテ忠実デアツタト言ヘルデアリマセウカ、……嚴罰ノミヲ以テ之ニ對セントスル程、恐ルベキ行動ハナイト思フノデアリマス、院議ヲ無視シ、樞密院ノ決議ヲ蔑視スル、是以上ノモノハアルマイト考ヘルノデアリマス、……斯ル無為無策ノ政府ニ依テ為サレタル所ノ治安維持法ノ過重的改正ハ、却テ窮鼠ヲ驅ツテ猫ヲ嚙マシムルガ如キ危険ナル結果ヲ惹起スルノデハナイカト思ハレルノデアリマス

最後ニ国體ノ根本義ト治安維持法改正案トノ關係ニ付テ意見ヲ述ベタイト思フノデアリマス、……憲法ヲ興へ、帝國議會ヲ設ケ、更ニ進ンデ普通選挙法ヲ御裁可ニナリマシタハ、明治天皇及大正天皇ノ大ナル御事業デアリマス、……思想国難ノ今日ニ於キマシテハ、皇室ヲ奉戴シテ国體ノ精果ヲ發揮スルコトニ、御互ニ力ヲカケナケレバナライノデアリマス、然ルニ田中内閣ハ、消極的方法以外ハ何等積極方法ヲ講ジナイノデゴザイマス、……我が国體ハ力ト共ニ德ヲ重ジサセ給フノデゴザイマス、寛嚴宜シ(ママ)キヲ得テ、恩威並ビ行ハル、ノデアリマス、……政府ノ反省ヲ求メ、処決(ママ)ヲ求ムル意味ニ於テ本案ニ反対スルコトヲ重ネテ声明スル者デアリマス

内ヶ崎だけではないが、「国體ノ変革」をより重罰化する治安維持法改正案の嚴罰主義を、その「国體ノ根本義」をもって批判しようとしている点が興味深い。もともと、それは内ヶ崎だけではなく、無産党議員等を除いて、他の議員の反対討論にも共通に見られるところのものであった。

水谷の反対討論は「吾々ハ即座ニ議會ヲ解散シ、……無産大衆ノ意思ヲ以テ、此治安維持法緊急勅令ヲ判断シ⁶⁰

ナケレバナライト思フ」という点などを除くと、委員会におけるそれと基本的な同じ内容のものであった。

原惣兵衛議員から討論終結の動議が提出され、賛成多数で討論は終結となった。採決に移り、採決を行ったところ、賛成二四九票、反対一七〇票の賛成多数で、委員長報告通り、「本案ハ承諾ヲ興フルコト」に決せられた。⁽⁶¹⁾

貴族院

議案は貴族院に送付され、三月六日に開催された貴族院本会議において議案とされた。原司法大臣から趣旨説明が行われ、若干の質疑の後、議案は「昭和三年勅令第二百二十九号（治安維持法中改正ノ件）（承諾ヲ求ムル件）委員会」に付託することとされた。同委員会は、三月八日、一日、一二日と開かれた。

一二日の委員会では、続きの質疑が行われた後、討論に入ったが、反対意見を出す議員は誰もいなかった。採決に関する意見はいずれも、「段々ノ政府ノ御説明ニ依リマシテ、今尚ホ此緊急勅令ノ効力ヲ保持セシメル必要アルコトハ十分了解イタシマシタカラ、私ハ此勅令ニ向ッテ承諾ヲ興フベシト云フ意見ヲ申上ゲマス」（鈴木喜三郎）、「私モ只今マデノ当局者ノ御説明並ニ同僚ノ方ヨリモ御質問ニナリマシタノデ、総テヲ能ク了解イタシマシタノデ、私ハ鈴木君ノ御意見ノヤウニ、之ヲ認メルノガ最モ適當デアルト思フノデアリマス」（富谷銚一郎）、「本員モ其御意見ニ賛成イタシマス」（志水小一郎）、「賛成イタシマス」（石渡敬一）というように、賛成意見ばかりであった。⁽⁶²⁾ 立法事実が存在しないのではないか、厳罰主義だけでは抑止できないのではないか、却ってそのような運動を助長することになるのではないか、手続的に見ても臨時議會を開かなかつたことは憲法違反ではないか。このような疑問が衆議院で提起されており、かつ、臣民に死刑を科す旨を規定しており、政府委員でさえ

も改正案の法概念は難解で簡単に説明することが難しいと答弁していたにもかかわらず、貴族院委員会での採決はこのようなものであった。緊急勅令に承諾を与えるかどうかという重要案件の採決であったが、委員会では「全会一致承諾ヲ興フルベシ」と決せられた。

この旨の委員長報告は三月一九日の貴族院本会議で行われ、これを受けて質疑、討論がなされた。しかし、討論に立ったのは志水小一郎議員一人だけで、それも「本員ハ此法律案ニ賛成ヲ致ス者デアリマス」、「死刑ヲ以テスルハ固ヨリ当然ノコトデアリマス」等というものであった。⁶⁴ 反対討論を行う者はだれもいなかった。貴族院でも「賛成多数」(実際は全会一位)で、委員長報告通り、「本案ハ承諾ヲ興フルコト」に決せられ、ここに同緊急勅令は議会の承諾するところとなった。緊急勅令は恒久法として認められたのである。

3 改悪の内容

緊急勅令による治安維持法の改悪の主な内容の第一は、死刑を導入したことである。これには、治安維持法上の罪を大逆罪や内乱罪と同等の扱いにする意図があった。司法省刑事局は、国体変革の罪を、国民の思想を腐食悪化させ、暴力によらず国体を瓦解させる「思想的内乱罪」だと説明したことは前述したところである。第二は、結社の存在とその目的を認識しつつ、指導者の下で宣伝等の活動に従事する者を罰するために、目的遂行罪を加えたことであった。すなわち「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」という規定がそれである。結社罪で取りこぼした非党員を取締るといふ運用の必要から生まれたものであった。⁶⁵

この改悪については、次のような評価が注目される。

世情きわめてしばしば、緊急勅令による改悪を、もっぱら死刑導入との脈絡だけみてしまいうきらいがあるが、これは正しくない。たしかに、極刑導入の威嚇的な意味や世論に対するイデオロギー効果を軽視してはいけないが、治安維持法体制を確立するうえで、より重要であったといって過言でない改正事項がある。この第二の改正点とは、「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」についての新設規定である。すなわち、二五年法では、知情加入罪を結社の組織罪・指導罪などと一緒くたにして、これらに一律一〇年以下の自由刑を科するとしていたのに対し、緊急勅令は、……「国体変革」を目的とする結社の組織罪・指導罪に死刑・無期を導入するとともに、知情加入罪はこれと切り離し、新設の「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル」罪と並置させることにして、二年以上の有期の懲役・禁錮の刑に処することとしたのである。

そこで問題は、「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」を罪とする規定の意味はなにか、である。三・一五で大検挙をやってみたものの、案に相違してつかまった者の多くは、日本共産党（もしくは共産青年同盟）に正式に加入していなかったことは、先に指摘しておいた。当局は、これら非黨員（非同盟員）を三・一五ではとりあえず「（国体変革の）目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者」（第二条）として処理するほかなかつた。けれども、これらのシンパは、結社に所属してはいないが、結社活動との関係で処理すべき性質のものであり、そのためには協議罪は決して適切ではなかつた。こうして党籍がなくても日本共産党とならんかの形で実質的につながっている――と当局が判断した――者を、遠慮会釈なく権力の射程圏内におくために「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」罪（目的遂行罪あるいは単に目的罪）が新規採用されたのである。緊急勅令では……「国体変革」を別建て規定においたさい、この目的遂行罪には、知情加入罪とまったく同等の待遇、すなわち両者を区別することなく二年以上の有期懲役・禁錮を科することにした。日本共産党に協力する者は、

党籍を有していなくとも、党籍を有する者と同罪だという姿勢がはつきり現われている。

「目的遂行ノ為ニスル行為」とは一種の帮助罪であるが、……これをおもいついた官僚には、脱帽しなければならぬ。権力にとつてこれはまことに都合のいい意味合いのものであったからである。というのは、第一、「目的遂行ノ為ニスル行為」とは、目的遂行のためにとる手段のいかんを問わない、おそろしく範囲の広いものでありうる。第二、のちに判例法上も確定される解釈によれば、行為者は結社の目的を肯定し目的意識的に支援する要素は、目的遂行罪の成立にとつて不要とされる。その者の主観や目的意識とはかわりなく、その者の行為が客観的にみて結社の目的遂行になっている、と当局が認定すれば、罪にあたることになる。つまり目的罪ではない、と解されたわけである。

緊急勅令による目的遂行罪の新設は深刻となる。これは二五年治安維持法の諸犯罪に大変革をくわえずにおかない。なぜなら、「目的遂行ノ為ニスル行為」という概念はたいへん広いものであつて、およそ結社とかかわりのあるかぎりにおいては、協議罪・利益供与罪を吸収合併してしまうことができるし、また、シンパのみならず、党員の党活動もこれにはいる。すなわち、目的遂行罪の新設によつて、治安維持法の諸犯罪の多くは、目的遂行罪に化体せしめられる。しかもそのことによつて、非目的罪に転化させることが可能となつたのである。

目的遂行罪は、本当に権力の側にとつて便利このうえもないものであつた。当局は、これをつかつて、任意の人びとをつかまえ、治安維持法違反を問うことができたからである。……一九三〇年代中葉には日本共産党が組織としてはほとんど潰滅してしまい、したがつて、党を支援するとか、党の目的遂行に役立つとかいう口実で、目的遂行罪にひっかけることはできなくなるようにみえる。しかし、この段階になると当局は、「究極」

論法をもちいて、目的遂行罪を活用するようになる。いま、現実に、党の「目的遂行ノ為」になるといえなくとも、「究極において」党の目的達成につかえる行為だといえ立てることによって、例えば反ファシズムのための統一戦線結成のごきのようなものが、芽のうちにつみとられてしまうのである。

そののちの歴史にてらしていえば、目的遂行罪は治安維持法の背骨を構成し、治安維持法の悪法性を代表するものとして、決定的に重要な役割を果たす。この機能の多くは「法の独り歩き」に帰すべきであるにしても、有するキバが、その当時、立法過程（および、その後この緊急勅令の承諾が問題になる議会での討議過程）でほとんまったく議論のまとならなかつたのは、不思議なことであった。当時の人びとも、後代の歴史家も「死刑」の新設に目を奪われすぎたようにおもう……。衆議院反対勢力は微々たるもので、比較的容易に議会通过した。衆議院でこの件が可決された二九年三月五日の夜、旧労働党代議士山本宣治が右翼の七生義団員により刺殺されたのは、有名である。治安維持法改悪反対の立場を堅持し主張することが、どんなに危険を伴うものでありうるのか、この殺人事件は象徴的にしめしている……。

興味深い評価であるが、この評価については若干の補足が必要であろう。その第一は、政府は議会での審議に際してこの目的遂行罪というのは協議罪や利益供与罪などと同様に「目的罪」だと説明していたという点である。第二は、司法省は、一九三二年（昭和六年）三月二七日付の司法次官通牒によって、目的遂行罪で学生を検挙した場合、「不動の理論的信条」、「鞏固なる決心」をもつ学生に限って起訴するよう指示し、目的遂行罪が濫用されることを防ごうとしたという点である。⁶⁶第三は、一九三一年（昭和六年）五月二〇日の大審院判決で当人の活動が結社の目的に合致すると目的遂行罪に当たるとされたという点である。目的遂行罪は「目的犯」の原則に当ら

ないことを判例が認めたもので、これにより警察や検察による恣意的な運用にお墨付きが与えられることになった。そして、同三年一月一三日および二六日の大審院判決により、目的遂行罪と結社罪とは包括一罪とされた。法改正の前に共産党に入党した者が、法改正後の時期に目的遂行罪を行った場合、包括一罪ということで、改正法の結社加入罪を適用することができるようにされたものである。これにより、ひとまず目的遂行罪で検挙した後、結社加入罪で追求することが可能となった。⁶⁷⁾

問題は国会審議である。奥平は、この目的遂行罪が議会ではほとんど全く議論の的にならなかったと指摘しているからである。この点についての議論が不十分であったことは確かに否めない事実である。しかし、全くなかったわけではないことも補足しておかなければならない。既に詳しくみたように、労農党代議士の水谷長三郎と政府委員との間で次のような質議がなされているからである。

○水谷委員 ソレデハ(改正サレムトスル治安維持法第一條ノ「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」ハ一引用者) 所謂俗ニ謂ハレテ居ル所ノ外郭ヲ取締ル所ノ規定ト解釈シテ宜イノデアリマスカ、如何デアリマスカ

○泉二政府委員 サウ云フモノモ矢張此中ニ這入り得ルモノダト思フノデアリマス

○水谷委員 共産党カラ「ベルト」ヲ掛ケラレテ、指令ヲ受ケテ働ラクト云ウヤウナ場合ニ、其大衆團體ハ此所謂結社遂行ノ為ニ行為ヲ為シタル者ト云フコトニ當嵌ルカドウカ、之ヲ伺ヒタイ

○泉二政府委員 共産党ノ指導ノ下ニ於テ、サウイウ行動ヲスル者ハ総テ此一條ニ這入り得ルモノト考ヘテ居リマス

- 水谷委員 単ニ影響下ニ置カレテ居ルト云フ言葉デ言ヒ表シテ宜イカ……
- 泉二政府委員 只今御質問ノヤウナ場合ガアレバ、ソレモ第一條ニ這入ルノデゴザイマス
- 水谷委員 今日ノ所謂経済組織ニ於キマシテ、左翼ト名ケテ居ル者ハ、ソレガ労働組合運動デアラウト、政
党運動デアラウト、必ズ若干ノソレゾレノ程度ニ於ケル所ノ共產主義ノ理論、共産党ノ影響ト云フモノヲ必ズ
受ケテ居ル、……サウ云フヤウナ者ヲ認定ノ上デヤツテ来タ場合ニハ、左翼団体ハ一日モ存在スルコトハ
出来マセヌ、全部引掛カル、私ガ本会議ニ於テ治安維持法ト云フモノハ、名ヲ共産党征伐ニ藉リテ、実ハ左翼
運動ヲ征伐スルモノデアルト言ツタノハ此處デアリマシテ、ソレガ今泉二政府委員ノ答弁ニ依テ明ニサレタ、
……ソレデモ宜イノデサウカ
- 泉二政府委員 推定デハ無論イケマセヌ、……明白ニサウダト云フ証拠ガ上リマシタナラバ、法ハ処罰シナ
ケレバナラヌノデアリマス、一日モサウイウ団体の存在ヲ此法律ハ認メルコトガ出来ヌノデアリマス、
- 泉二政府委員 只今ノ左翼運動ノ総テヲ弾圧スルコトニナリハセヌカト仰ルケレドモ、サウハナナイト申
上ゲテ宜シ(ママ) イト思フノデアリマス
- 水谷委員 大體共産党ガ公認サレナイ場合ニ於テ、共産党ト左翼運動トノ關係ト云フモノハ、二通りアラウ
ト思フノデアリマス、……サウ云フ場合ニ於テ、此問題ノ結社ノ目的遂行ノ為ニ或ル行動ヲ為シタル者ト云フ
ノハ、其何レニ該当スルノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒマス
- 泉二政府委員 ソレハ各場合ニ付キマシテ、……具体的ノ事實ニ付テ判断シテ、ソレニ依テ治安維持法ノ適
用ガアルカ否カラ決スルト云フコトヲ申上ゲルヨリ外ニハ説明シヤウガナイト思フノデアリマス
- 水谷委員 私ハ原則トシテ一ツノ問題ヲ提起シタノデアリマス、從テソレニ對スル答弁ハ矢張原則的ノ答弁

デナケレバナラナイ、各場合ヲ予想スレバ、左翼団体バカリデハナイ、右翼団体モ治安維持法ニ引掛カリ、中間団体デモ治安維持法ニ引掛カリマス

○泉二政府委員 共産党ヲ意識シテ、サウシテ同ジ其「ベルト」ヲ掛ケテ行動スル団体ハ治安維持法ノ適用ヲ受ケル、サウ云フ意識ノナイ団体ハ治安維持法ノ適用ニハ掛ツテ居ナイト、斯ウ云フコトニ申上ゲテ宜カラウト思フ

○水谷委員 今度新ニ改正サレルト云フ法律ニ於テ共産党ノ外郭ト云フモノガ罰セラレル規定ハ始メテ出来ルノダト私ハ思フ、所ガ此度ノ日本共産党事件ノ裁判ヲ見マスルト、黨員以外ニ多クノ外郭団体ト称セラレテ居ル人ガ罰セラレテ居ル、……其法的根拠ハ何處ニ在ルカト云フコトヲ御尋致シマス

○泉二政府委員 是ハ申上ゲル必要モナイコトデアリマセウ、……勅令発布前ニ於テハ、ソレ等ノ行動ハ二條三條ニ當ルモノデアルト解釈シテ宜カラウト思ウテ居ル、裁判所モ多分其意味ニ於テ法律ヲ適用シテアルダラウト思ヒマス

ただし、水谷らのような懸念は非無産政党の議員からは出されていない。自党が目的遂行罪の対象に置かれることはないと考えられたことによるものであろうか。

改悪の第三は、「国体変革」結社と「私有財産制度否認」結社とを大きく区別したことである。この区別により、前者の結社関係の罪をより厳罰化することが可能になった。この厳罰化はその後の法改正でも一貫して図られた。そして、それは、その後の治安維持法の拡大適用と相俟つて、「外郭団体」等の取締りに猛威を発揮することになったのである。⁶⁸⁾

4 治安維持法の拡大運用

一九二八年（昭和三年）の三・一五事件と治安維持法の改正は、別稿で改めて検討するように、治安維持法の解釈に大きな影響を与えた。三・一五事件で、検察は、日本共産党をもって国体変革を目的とする結社と定義した。そして、この「結社」概念は判例によって承認されることとなった⁽⁶⁹⁾。日本共産党旭川グループに対する一九二九年（昭和四年）五月三二年の大審院判決で、「帝国ニ無産階級独裁ノ政府ヲ樹立セントスル」こと、すなわち「プロレタリア独裁」は「国体変革」であるという解釈が確定された。以後、ほとんどの事件では、被告人と共産党の関係が推測されて、「国体変革」が適用された⁽⁷⁰⁾。一九三二年（昭和七年）の大審院判決以降、治安維持法の起訴理由は第一条に集中し、協議罪や煽動罪は形骸化することになった。そして、これも大審院判決によって拡大適用にお墨付きが与えられた目的遂行罪も本格的に活用されることになり、共産党以外の者の検挙に猛威を振るうことになった。水谷らによって懸念された事態が現出することになった。治安維持法の拡大適用は、政党内閣の時代に準備され、大審判例によって牽引された⁽⁷¹⁾。法曹は治安維持法の「育ての親」であった。

緊急勅令の承認から一カ月を経た一九二九年（昭和四年）四月一六日、日本共産党に対する一斉検挙が一道、三府、二四県で行われた。いわゆる四・一六事件である。この時は約七〇〇名が検挙され、幹部も網にかかった⁽⁷²⁾。

なお、三・一五、四・一六の裁判との関係で特記する必要があるとされているのは、政府当局が被告人の弁護・救援に当たる者自身を日本共産党の「目的遂行ノ為ニスル行為」を為す者として弾圧を加えたという事実である。次のように指摘されている⁽⁷³⁾。

(一九一引用者) 三三年九月一三日―非転向組の控訴審第一回公判が予定されていた日の前日―三・一五、四・一六の弁護にあたっていた日本労農弁護士団のメンバー、布施辰治、上村進など約二〇名の弁護士が一せいに検挙された……。この日本労農弁護士団事件は、一九三〇年代前半における治安維持法の適用状況を象徴的に表現するものであって、……この事件はまさに「人権が侵害されるとき、人権擁護の自由も侵害されるということ」(角田儀平治「日本労農弁護士団事件」『破防法研究』一〇号、一〇七頁)をわれわれに教えている。これ以降、治安維持法の裁判の弁護活動は、被告人の立場や思想とは無縁の弁護士によってしかおこなわれなくなり、そしてさいごには、一九四一(昭和一六―引用者)年の改正治安維持法になると、司法大臣の予め指名した弁護士のなかからしか選任できないことになる(二九条)。これは、弁護権の実質的な剥奪にほかならない。なお、……左翼関係事件の法廷闘争でリーダー格をつとめた布施辰治は、三・一五の大阪地方裁判所でのかれの弁護活動が「弁護士の体面を汚したものと認定されて、二九年四月懲戒裁判にかけられている。この結果布施は、三二年一月の大審院の懲戒裁判所により、弁護士除名の確定判決を言い渡され、弁護士資格を剥奪されてしまっていた。これも治安維持法裁判への権力介入の一例を構成するのは、うたがいない。

(一) 一八六七年(慶応三年)三月三日―一九四四年(昭和一九年)八月七日。長野県出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、農商務省に入る。鉱山監督官等を務めた後、一八九三年、退官して弁護士を開業、花形弁護士として活躍した。一九一二年(明治四四年)東京弁護士会会長に就任し、三期務めた。第一東京弁護士会会長も二期務めた。三井銀行、三菱銀行、興業銀行、横浜正金銀行等の法律顧問や三井報徳会会長等も務めた。東京帝国大学や早稲田大学、中央大学、学習院大学で商法を講義した。刑事事件にも関与し、友人の京都府知事の木内重四郎を弁護した汚職疑惑事件(豚箱事件)では、検事による自白の強要など過酷な取り調べが人権蹂躪として問題化し、一九二〇年(大正九

年)に京都地方裁判所で容疑者全員に無罪判決が下されたことで、「檢察の神様」と呼ばれた小林芳郎大阪控訴院檢察長を辞職に追い込んだ。一九二七年、田中内閣の司法大臣に就任した。当時の司法大臣は政界の実力者か検事総長経験者というのが通例であり在野からの就任は異例のことであった。法相辞任後も、中央大学学長として活躍した。一九四〇年(昭和十五年)、枢密院議長に就任した。

(2) 中澤俊輔『治安維持法』(二〇一二年、中公新書)九〇頁等を参照。

(3) 奥平康弘『治安維持法小史』(二〇〇六年、岩波書店)によれば、この三・一五事件が起こった一九二八年三月から一九三三年前半までをもって治安維持法体制の確立期と位置づけられ、「治安維持法が本来の形姿を整え、本格的に展開するうえで決定的であったのは、一九二八(昭和三)年三月一五日のいわゆる三・一五であった。……この事件をきっかけにして、治安維持法の中の『国体変革』の概念が、特殊な意味をもたらされるとともに、日本共産党に關係する諸組織の撲滅に標的を合わせた治安維持法体制が確立することになるのである。三・一五で確立した治安維持法体制は、その直後にみられるいわゆる中間検挙をはさんで、翌二九年四月一六日のいわゆる四・一六へと、大量一せい検挙主義が積み重ねられることよって、地歩を重ねることとなった。」(一一頁)とされた上で、三・一五事件の効果として、「三・一五はさらに別な効果をもつようになる。……三・一五を大事件に仕立て上げることに、権力はこれを利用して第一に、治安維持法の改悪を、しかも緊急勅令という異常な法形式によって強行した。第二、特高警察の組織を拡大し、その機能を充実せしめる効果をかちえた。第三に、これと雁行して、思想係検事の制度を充足させるなど、思想検察の陣容を確固たらしめるための礎石を設定した。第四、文部省および大学高専当局の学生思想対策の強化も逸することができない。かねて企図されて、しかし、大学の自治に阻まれて実現しなかった”左傾”教授の追放が部分的に可能になったのも、同じ動向に属する。第五に、その他の効果、例えば憲兵及び陸海軍の思想統制強化などのごときを、あげることができるであろう。」(一〇五―一〇六頁)とされる。

なお、同書九七頁以下によれば、三・一五事件への治安維持法の適用をもって、「治安維持法制定の少なくともお

もてむきの眼目の一つは、伝統的な警察規制とちがって、きちんとした刑事手続きをふんで司法権の行使により思想犯罪に制裁をくわえるという点にあった。けれども、三・一五により発動された捜査権力の行使をみると、刑事訴訟法(二五五条)にもとづく正式の強制処分を請求したのは、党の幹部たる一五名の被疑者にたいしてであるにすぎなかった。捜索令状が出されたのは九三ヶ所についてである。そうすると、検挙者一六〇〇名というのだから、圧倒的多数は拘引状など正式手続きと無関係に逮捕されたことを意味するし、捜索場所も百数十か所をかぞえたといわれるから、捜索令状なしに捜索された件数も少ないことがわかる。」と分析されており、この点も興味深い。

(4) 前掲・奥平『治安維持法』九三頁等を参照。なお、小田中聡樹「昭和前期の治安政策と法―治安維持法の法律的変遷とその適用の概観―」安藤義雄教授還暦祝賀『資本主義 展開と論理』(一九七八年、東京大学出版会)二五二頁によれば、治安維持法の一九二八年改正をもって、「治安維持法一九二八年改正は、第二次および第三次の山東出兵とほとんど全く時日を同じくして強行されたという事実」に示されているように、いっさいの戦争反対勢力を絶滅し天皇制ファシズム体制を確立するための重要な布石であった。国際的には日中戦争へと中国侵略が拡大され、また国内的には五・一五事件、血盟団事件などを経て天皇制ファシズムが伸長していくなかで、共産党組織の絶滅をめざして検挙が相次いで行われ、さらにはその周辺勢力やシンパ層に対しても弾圧の刃が加えられていった。」と分析されている。

(5) 前掲・奥平一〇二頁等を参照。

(6) 『官報號外 第五十五回帝國議會衆議院議事速記録第六號(昭和三年四月二九日)』六三三頁。なお、小田中聡樹「治安維持法―一九二八年改正の推進者と反対者」法律時報五〇巻一三三号(一九七八年)三三三頁以下によれば、原嘉道について次のように分析されている。

「原嘉道についてはその経歴から見て一般に意外の感が抱かれている。彼は、『民事弁護の原』として活躍しただけではなく、日比谷焼打ち事件(一九〇五年)、京都豚箱事件(一九一九年)、森戸事件(一九二〇年)などの事件の

刑事弁護を担当し、官憲の人権蹂躪を弾劾し、陪審制度の実現を推進するなど、その人権擁護活動は原をしてまさに在野法曹の重鎮たら占めていたからである。ところが、原は、田中（義）内閣の司法大臣に起用されると、鈴木喜三郎内務大臣や小川鉄道大臣と組んで、三・一五の大弾圧を行い、さらには治安維持法の改正を強行するに至ったのである。このような原の『転向』（清水誠）を留意したものは、一体何であったのか。この点に関連し注目すべきは、第一に、原は、司法大臣就任以前から平沼驥一郎を中心とする国粋団体国本社の積極的メンバーの一人であったことである。……第二に、原の司法大臣就任が平沼の強い推薦によって実現したことである。……第三に、原は、民事弁護を通じて政友会や財閥（三井、三菱など）と深い関係を持っていたことである。」

また、同論文三三頁によれば、「原とともに人権擁護に尽力した代表的な弁護士に花井卓蔵がいるが、この花井が貴族院議員として治安維持法改正に賛成していることも注目される。」とされ、その原因が、「第一に、花井は、政友会との繋がりが深かったことである。……第二に、右のように花井は治安維持法改正の推進者原嘉道や平沼驥一郎との繋がりが深かったことである。……第三に、花井は、実はすでに大正期中葉以降は、米騒動（一九一八年）、虎の門事件（一九二三年）の弁護を引き受けようとしなかったなど、微妙な動きを示していたことである。」というように分析されている。

(7) 一八七三年（明治六年）九月一〇日—一九四〇日（昭和十五年）一月二三日。山口県出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、東京朝日新聞記者となる。その後、二六新報社、大陸通信、哈爾濱日日新聞社などの社長を務めた。一九一七年（大正六年）の衆議院議員選挙に立候補し、当選。一九二四年（大正一三年）の衆議院選挙では、立憲政友会から立候補し、当選した。当選回数は六回を数えた。

(8) 一八八三年（明治一六年）（月日は不明）—一九四四年（昭和一九年）八月一九日。広島県出身。明治法律学校を卒業後、判検事登用試験に合格し、東京地方裁判所判事に任官。一九一七年に退官し、東京で弁護士を開業。弁護士としては、甘粕事件、五私鉄疑獄事件、売熟事件等の弁護人を務めた。一九二七年（昭和二年）の衆議院議員補欠

選挙に政友会公認で立候補し、当選。以後、一九四二年（昭和十七年）の衆議院議員選挙（翼賛選挙）で非推薦となり、落選するまで、連続五回当選した。その間、鉄道政務次官、司法参与等も務めた。一九四〇（昭和十五年）の反軍演説による斎藤隆夫の議員除名問題については、議員除名に反対投票を行った。落選後の一九四三年（昭和十八年）、第一東京弁護士会会長に就任した。

(9) 前掲『官報號外 第五十五回帝国議会衆議院議事速記録第六號（昭和三年四月二十八日）』六三―六四頁。

(10) 同六四―六五頁。

(11) 同六五頁。

(12) 同『第五十五回帝国議会衆議院治安維持法中改正法律案委員會議録（速記）第二回（昭和三年五月五日）』一一二頁。

(13) 一九九七年（明治三〇年）一月四日―一九六〇年（昭和三五年）二月一七日。京都府出身。京都帝国大学法科大学在学中に友愛会に参加し、河上肇の知遇を得て、河上を指導者とする社会科学研究グループを結成する。京都帝大を卒業後は、弁護士を開業した。普通選挙法が通過後の一九二八年（昭和三年）の衆議院議員選挙に無産政党の労働農民党から立候補し、山本宣治とともに当選。日本初の社会主義政党の代議士となる。しかし、やがて反共の立場から、容共の山本らと対立するようになる。三・一五事件の被告人の弁護も拒否した。戦後、西尾末広らとともに日本社会党を結成し、片山内閣で商工大臣として入閣し、炭鉱国有化を進めた。芦田内閣でも商工大臣に留任した。

(14) 『第五十五回帝国議会衆議院治安維持法中改正法律案委員會議録（速記）第二回（昭和三年五月五日）』二一―二七頁。

(15) 同七一―一一頁。

(16) 一八七五年（明治三月一日―一九七三年（昭和四八年）六月八日。大分県出身。明治法律学校を卒業後、各地の検事を経て、大審院検事を務める。一九二八年の衆議院議員選挙に立憲民政党から立候補し、初当選した。以後、一九四七年の衆議院議員選挙まで連続八回当選した。第一次吉田内閣の建設大臣も務めた。

(17) 『第五十五回帝国議会衆議院治安維持法中改正法律案委員会議録(速記) 第三回(昭和三年五月六日)』一一三頁。

(18) 同四一七頁。

(19) 前掲・中澤『治安維持法』一〇三―一〇四頁等を参照。なお、前掲・小田中「治安維持法―一九二八年改正の推進者と反対者」三一頁によれば、次のように分析されている。

「政府内にあつて治安維持法改正を強く推進したのは、司法大臣原嘉道、鉄道大臣小川平吉の二人であつた。彼らは、司法省内にあつた反対論を押し切つて、嚴罰主義(死刑導入)の基本方針の下に、改正案を作成し、一九二八年四月二十七日、第五五回帝国議会に提出した。ところが、治安維持法改正に対して、民政党、中立系(尾崎幸雄ら)無産政党はこぞつて反対の態度をとつた。この野党の反対と、鈴木喜三郎内相弾劾問題による議會運営の難航とにより、治安維持法改正案は、衆議院治安維持法改正法律特別委員会にかけられたまま審議未了となつた。」

(20) 前掲・中澤『治安維持法』一〇四頁等を参照。なお、前掲・小田中「治安維持法」三一頁以下によれば、次のように分析されている。

「原らは、枢密院議長倉富勇三郎、副議長平沼騏一郎と連携して、緊急勅令による改正という異例の措置をとることに踏み切つた。ところが、これに対しては、政府部内に強い反対があり(鳩山一郎内閣書記官長、森恪外務次官、内田信也海軍次官、秋田清通信次官、牧野良三商工省参与官、安藤正純文部省参与官、前田米藏法制局長官など)、与党の政友会内にも星島二郎をはじめとして強硬な反対論があつた。しかし原らは、これを押し切り、六月二二日正式の閣議決定を経て枢密院に諮詢することに成功した。」「枢密院では、審査委員会(委員長平沼騏一郎)でまず審議されたが、久保田讓、江木干之、松室致が反対論を唱え、富井政章も賛成を躊躇した。そしてこの四人は政府に再考を求める動議を提出した。この動議に対しては平山成信、田健治郎、山川健次郎、荒井賢太郎らが反対し、賛否半ばしたが、委員長の平沼の反対で否決となつた。その後になされた緊急勅令案に関する採決では、富井が賛成に廻り、結局五対三で絵緊急勅令案は附帯提言付きで可決された。枢密院は、六月二十七日、二十八日の両日、本会議を開いて審議

を行い、久保田、江木、松室、井上勝之助、石黒忠恵の五名の強い反対を押し切って緊急勅令案を可決した。翌二九日、緊急勅令が公布され、即日施行された。」

(21) 前掲・奥平『治安維持法小史』一一一—一二四頁等を参照。なお、『現代史資料45治安維持法』(一九七三年、みすず書房)「資料解説」二二六頁によれば、同書一七九頁以下に所収の「緊急勅令による改正に関する諸見解」と「新聞論説」について次のように解説されている。

「期せずして東京帝大法学部の三教授の論文をならべることになったが、美濃部達吉が熱っぽく、そして鋭く緊急勅令の違憲論を論じているのは、ある意味では当然とおもわれる。牧野英一がどっちつかずというよりもむしろ緊急勅令肯定論をとっているのに反し、上杉慎吉が反対論に組みしているのは注目値する。」この種の批判的な論調が、新聞・雑誌に表明されるのは、昭和三、四年までであって、昭和九、一〇年再び治安維持法改正が問題になるころには、おどろきの解説・評論しかみられなくなる。」

ちなみに、右の新聞論説として東京朝日新聞・昭和三年四月二八日の記事等が同『現代史資料45治安維持法』に収められているが、その内容は次のようなものであった。

「(前略)五十年前のビスマークすら、『親切をもって社会主義を殺す』べく、厳罰のかたわら、種々の社会保険法を作った。然るにこの前代未聞の陰謀事件に会し、『皇室並に皇祖皇宗在天の慰霊に對し恐くに堪へず』といふ内閣は、治安維持法の改正以外、果たして何事を『抜本さい源』の為に考へたか。吾人は会期末短き特別議會を前にして、あへて難きを政府に責めるのではない。しかも、在職すでに一年、政府は一二も選挙、二にも選挙、ただ党勢の拡張を図るのみで、『出来るだけの施設と用意』はおろか、二度の対支出兵を除けば、ほとんど無為無能にして過ごして来たのである。かくして刻下の思想問題を解決し得ざるはもろろん、かくのごとき政府の下に、法をのみ厳にせば、いたづらに秘密結社をしげからしむるの結果を招来しはせぬか。国体を傷つくる者を厳罰するは何人も異存なきところとして、この政府の下に治安維持法の改正をのみ急がんとするは、少くも後先を考へえざるものなることを

一言するのである」

(22) 前掲・奥平『治安維持法小史』一〇六―一一一頁等を参照。

(23) 『官報號外 第五十六回帝國議會衆議院議事速記録第十一号(昭和四年二月二日)』一七五頁。

(24) 一八七九年(明治十二年)四月二三日―一九三七年(昭和十二年)四月二〇日。愛知県出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、検事に任官。戦前の三大疑獄とされた日東疑惑事件および内外石油疑惑事件では、家宅搜索や取調べに当たった。幸徳秋水を検挙した「功労者」ともされる。その後、検事を退官して弁護士を開業した。一九二四年(大正十三年)の衆議院議員選挙に立憲民政党から立候補し、初当選。以来、連続五期当選。一九二九年(昭和四年)、浜口内閣で初代の拓務参与官に就任した。

(25) 前掲『官報號外 第五十六回帝國議會衆議院議事速記録第十一号(昭和四年二月二日)』一七七―一八二頁。この武富を取り上げ、前掲・小田中『治安維持法』三八頁は次のように分析している。

「武富済は大逆事件で東京地裁検事局検事として、菅野スガ……らの取調に当たり、事件のフレイムアップに重要な役割を果たした。この武富済が、一九二八年改正当時、民政党の衆議院議員として、一九二九年二月二日の衆議院本会議で質問に立ち、改正反対の態度を表明していることが注目される。その反対理由は、①刑法七十七条、七八条と比較し刑の権衡を失うこと、②緊急性がなく緊急勅令は憲法違反であること、③厳罰主義は反発を招くのみで治安維持の目的を達成しえないこと、④政略的、党利党略的立法であること、の四点であった。」

また、同論文三六頁は、検事総長経験者にも関わらず枢密院で治安維持法改正反対の態度を表明した松室致に注目し、松室の反対意見が、①重刑を科することは弊害があり、不可であること、②重刑化によって大逆罪や内乱罪との重複関係が生じること、③現行法でも共産主義のみならず社会主義をも取り締まりうることに、の三点をも反対理由としており、きわめてラディカルなものであったと評価している。

(26) 『官報號外 第五十六回帝國議會衆議院議事速記録第十一号(昭和四年二月一九日)』一八〇―一八二頁。

- (27) 同八二―八四頁。
- (28) 同―八四―一八六頁。
- (29) 一八七〇年(明治三年)八月一日―一九四九年(昭和二十四年)一〇月七日。兵庫県出身。東京専門学校(現・早稲田大学)を卒業後、判検事登用試験に不合格も、弁護士試験に合格。その後、アメリカのイェール大学に留学。帰国後の一九二二年(明治四五年・大正元年)の衆議院議員選挙に立憲国民党から立候補し、初当選。以後、当選一三回。浜口内閣では内務政務次官、第二次若槻内閣では法制局長官を務めた。一九四〇年(昭和十五年)二月二日、いわゆる反軍演説を衆議院で行い、三月七日に議員の圧倒的多数により衆議院議員を除名された。しかし、一九四二年(昭和十七年)の総選挙(翼賛選挙)で、軍部等からの妨害にもかかわらず、非推薦ながらトップ当選し、衆議院議員に返り咲いた。戦後は第一次吉田内閣の国務大臣として初入閣した。
- (30) 『官報號外 第五十六回帝國議會衆議院昭和三年勅令第百二十九號(治安維持法改正ノ件)(承諾ヲ求ムル件)』委員會議録(速記) 第二回(昭和四年二月一九日)二二―二二頁。
- (31) 同二二―二三頁。
- (32) 同三三―二七頁。ちなみに、横山勝太郎は、日本大学法律科を卒業後、判検事登用試験・弁護士試験に合格し、山口県で司法官試験を務めるが、わずか三か月で辞職し、弁護士を開業した。一九一四年(大正三年)の東京市会議員に当選し、さらに一九一七年(大正六年)の衆議院議員選挙で当選した。憲政党幹事、政務調査会長、幹事長を歴任し、浜口内閣では商工政務次官を務めた。一九二六年(大正十五年)には東京弁護士会会長にも就任している。第五五帝國議會の衆議院治安維持法改正法律案委員会の委員長を務めた横山金太郎議員は従兄弟。
- (33) 同二七―三〇頁。
- (34) 一八八四年(明治一七年)三月―一九四一年(昭和一六年)十一月二三日。福島県出身。早稲田大学政治経済科を卒業後、一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選した。以後、当選回数は六回を数えた。そ

の間、第二次若槻内閣と第一次近衛内閣で陸軍参与官を務めた。

(35) 一八八八年(明治年)―一九四六年(昭和二年) 四月一三日。大阪府出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、弁護士を開業し、大阪弁護士会副会長などを務めた。一九二八年(昭和三年)の衆議院議員選挙に立憲民政党から立候補し、当選した。以後、当選回数は六回。一九四二年の総選挙では翼賛政治体制協議会の推薦を受けて当選した。

その間、民政党総務、内務政務次官等を歴任し、一四五年(昭和二〇年)に衆議院副議長に就任した。

(36) 『官報號外 第五十六回帝国議会議院昭和三年勅令第百二十九號(治安維持法改正ノ件)(承諾ヲ求ムル件) 委員会議録(速記) 第三回(昭和四年二月二〇日)』一―三頁。

(37) 同三一―一〇頁。

(38) 同二〇―一八頁。

(39) 同二八―二四頁。

(40) 『官報號外 第五十六回帝国議会議院昭和三年勅令第百二十九號(治安維持法改正ノ件)(承諾ヲ求ムル件) 委員会議録(速記) 第四回(昭和四年二月二三日)』一―一八頁および二〇―二四頁。

(41) 一八六六年(慶応二年) 四月八日―一九四〇年(昭和十五年) 四月九日。茨木県出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、弁護士を開業し、日本法律学校(日本大学の前身)の講師も務めた。一九〇二年(明治三五年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選。以後、当選回数は九回を数えた。

(42) 前掲『官報號外 第五十六回帝国議会議院昭和三年勅令第百二十九號(治安維持法改正ノ件)(承諾ヲ求ムル件) 委員会議録(速記) 第四回(昭和四年二月二三日)』一八―二〇頁。

(43) 同二七―三二頁。

(44) 同三三頁。

(45) 一八六九年(明治二年) 九月二日―一九三三年(昭和十四年) 一〇月一四日。福井県出身。オックスフォード

大学、東京帝国大学文科大学選科を卒業後、盛岡中学校、高輪中学校で教鞭をとり、佛教大学（現龍谷大学）の教授も務めた。一九九年（明治三二年）、黒岩涙香に招かれて「萬朝報」に入社し、英文記者を経て、編集局長、主筆に昇った。普選運動に積極的に取り組んだ。「東京大勢新聞」の社長兼主筆を辞職して一九二五年（大正一四年）の衆議院議員補欠選挙に立候補し、当選した。以後、当選回数は一六回を数えた。

(46) 『官報號外 第五十六回帝国議会議院昭和三年勅令第二百二十九號（治安維持法改正ノ件）（承諾ヲ求ムル件）委員會議録（速記）第五回（昭和四年二月二六日）』一一四頁および一七一―一九頁。

(47) 同三頁および二二―三三頁。

(48) 同七―一七頁。

(49) 同五―六頁および一九―二二頁。

(50) 『官報號外 第五十六回帝国議会議院昭和三年勅令第二百二十九號（治安維持法改正ノ件）（承諾ヲ求ムル件）委員會議録（速記）第六回（昭和四年二月二八日）』一一四頁。

(51) 同八―一一頁。

(52) 同一一―一二頁。

(53) 一八七五年（明治八年）―一九四三年（昭和一八年）二月三〇日。新潟県出身。明治法律学校（現在の明治大学）、東京法学院（現在の中央大学）を卒業後、判検事試験に合格し、司法官試補に就任した。その後、退官して弁護士を開業し、東京弁護士会副会長や帝国弁護士会理事も務めた。政界にも身を置き、区会議員、東京市会議員、東京府会議員を経て、一九二八年（昭和三年）の衆議院議員選挙に立候補し、当選した。以後、当選回数は六回を数えた。その間、犬養内閣で拓事参与官に就いた。

(54) 『官報號外 第五十六回帝国議会議院議事速記録第二十四號（昭和四年三月三日）』五三〇―五三二頁。

(55) 同五三二―五三四頁。

- (56) 同五三四―五三六頁。
- (57) 同五三六―五四〇頁。
- (58) 同四二―五四四頁。
- (59) 『官報號外 第五十六回帝國議會衆議院議事速記録第二十五號(昭和四年三月五日)』五四八―五五〇頁。
- (60) 同五五一―五五二頁。なお、前掲・小田中「治安維持法」三三頁は、「改正に反対した者の中に高木益太郎(弁護士)がいることが注目される。」とし、高木について次のように分析している。
- 「高木は、一九〇〇年に法律新聞社を興して『法律新聞』を発刊し、一貫して平沼騏一郎系の司法官僚の跋扈を批判し、人権蹂躪を攻撃するなど、『自由主義的反骨』(清水誠)を示した。高木は、治安維持法制定当時は衆議院に議席を持っていなかったが、一九二八年治安維持法改正に際しては、民政党所屬の衆議院議員として、反対票を投じた。またその主幹する『法律新聞』は、社説で共産党弾圧(三・一五)や治安維持法改正を激しく批判したり、同旨の論考をかなり掲載したりして、批判的論陣を張った。」
- (61) 前掲・小田中「治安維持法」三九頁によれば、「治安維持法の制定に当たって帝國議會において精彩のある批判論を展開した弁護士出身の議員に、清瀬一郎と星島二郎とがいたことはよく知られている。」として、この二人が取り上げられ、「このように治安維持法の制定に反対した星島と清瀬は、一九二八年改正については相対立する態度をとった。」として、次のように分析されている。
- 「星島は、原(嘉道―引用者)や小川(平吉―引用者)が平沼(麒一郎―引用者)と通じて緊急勅令で治安維持法を改正することに踏み切ろうとしたとき、民政党内の田子一民らとともにこれに強く反対したが、衆議院における承諾の議決に当たっては賛成に廻った。これに対し清瀬は、改正当時、革新党に所屬し、衆議院副議長として議事運営に当たったので承諾の可否についての発言はしていないので、投票では反対に廻っている。」
- (62) 『官報號外 第五十六回帝國議會貴族院昭和三年勅令第百二十九號(承諾ヲ求ムル件) 特別委員会議事速記録第

三號(昭和四年三月二日)一二頁。

(63) 一八五四年(安政元年)二月二日—一九三二年(昭和七年)七月二〇日。熊本県出身。北海道開拓使学校に入つたが、中途退学し、西南戦争に出征して少尉に任ぜられた。陸軍では法務畑を歩み、陸軍省法務局長等を歴任した。陸軍刑法確立に貢献し、研究のため欧州各国に出張するなどした。退職後、貴族院議員に勅選され、一九二四年(大正十三年)—一九三二年(昭和七年)の間、同勅選議員を務めた。

(64) 『官報號外 第五十六回帝國議會貴族院議事速記録第三十號(昭和四年三月一九日)』九二八—九三〇頁。

(65) 前掲『治安維持法小史』一一六—一二〇頁。

(66) 前掲・中澤俊輔『治安維持法』一二四頁等を参照。

(67) 同一二四頁等を参照。

(68) 前掲・小田中「治安維持法」三九頁以下によれば、一九二八年治安維持法改正に関して発言した数少ない法学者として美濃部達吉と牧野英一が取り上げられ、「治安維持法に対して、美濃部と牧野はかなり根本的な批判をした。とはいえ、この両者の主張の間に大きな相違があつたことはいうまでもない。それは美濃部が悪法に対して徹底的に批判する原則的態度を一貫し、思想弾圧の非なることを説くことに於て妥協しなかつたのに対し、牧野が、解釈・運用によつて悪法を法たらしめることの見地から修正的、妥協的態度をとつたことである。この相違こそが、一九二八年改正に対する両者の態度を相対立するものにまで拡大していったように思われる。」と分析される。

(69) ちなみに、前掲・奥平『治安維持法小史』一二〇頁以下によれば、三・一五事件の治安維持法違反事件の刑事裁判の特徴が、「三・一五で検挙された者のうち、起訴されたのは四八〇名前後であつた。逮捕したもの、多くの人がとを不起訴・起訴猶予にしているのが特徴的である。これは、権力が治安維持法の運用を裁判との関係で考えるのではなく、むしろ警察段階での取調べ、拷問、こらしめ、説諭などに重点をおいて考えていたことの現われである。治安維持法は行政警察的に運用されることになつた、といえる。だからといって、裁判の方はどうでもいいというの

ではない。(党中央関係について、東京地裁では、一九三二年一月二十九日―引用者)被告人一八一名に対し判決言い渡しがおこなわれた。無期懲役四名……、懲役一五年二名……、懲役一二年一名……、懲役一〇年二名……、などなどである……。せまい意味での法律解釈問題についていえば、この党中央関係の裁判はさして重要ではない。というのは、三二年一〇月末の東京地裁判決が出る以前に、すでに東京以外の地方の裁判では、第一審はもちろん、控訴院・上告審も終了してしまつたものが少なくなつたからである。たとえば、治安維持法の中核概念にあたる『国体』および『国体ノ変革』の意義については、旭川地方裁判所、札幌控訴院をへて上告された事件で、大審院ははやくも一九二九年五月三十一日、次のように判示して解釈を確定させた。いわく、『我帝国八万世一系ノ天皇君臨シ統治権ヲ総攬シ給フコトヲ以テ其ノ国体ト為シ治安維持法……第一条ニ所謂国体ノ意義亦之ニ外ナラサルカ故ニ帝国ニ無産階級独裁ノ政府ヲ樹立セントスルカ如キハ即我帝国ノ変革ヲ企図スルモノト云フヘシ而シテ此ノ如キ企図ヲ遂行セントスルカ為同法所定ノ行為ヲ為スニ於テハ犯罪ヲ構成スヘキコト他言ヲ要セサルトコロ』である、と(昭和四年五月三十一日大審院判決、刑集八巻三七頁)。おなじように、『結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為』の意義についても、三〇年一月の大審院判決が出されている。……また、大審院は三一年五月には、次のように判示して、この行為が目的でないことを明らかにしている。いわく、『……行為アリタル以上其ノ行為カ国体ノ変革又ハ私有財産制度否認ノ目的ニ出テタルト否ト又右目的ト直接重要ナル関係アルト否トハ同法第一条第一項第二項各段ノ罪ノ成立ニ消長ヲ来スヘキモノニアラス』(昭和六年五月二日大審院判決、刑集一〇巻三三九頁)。東京地裁の中央統一裁判は、法解釈にんするかぎりはいま紹介した上告審判決を前提とするものであつた。」とされる。

(70) 前掲・中澤俊輔『治安維持法』一二五―一二六頁等を参照。

(71) 同一二六頁等を参照。

(72) 同一一八頁等を参照。

(73) 前掲・奥平『治安維持法小史』一二六頁以下。